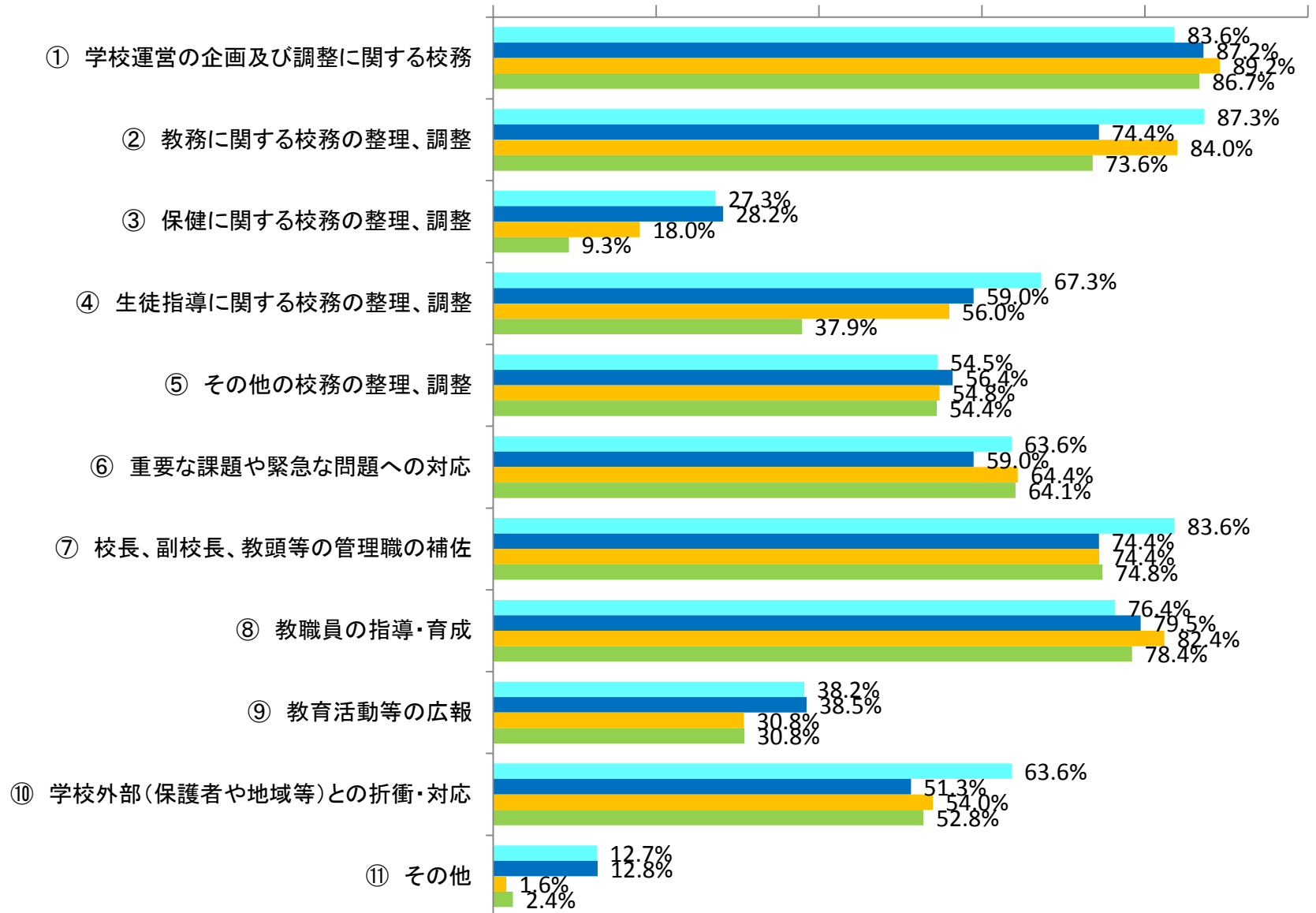


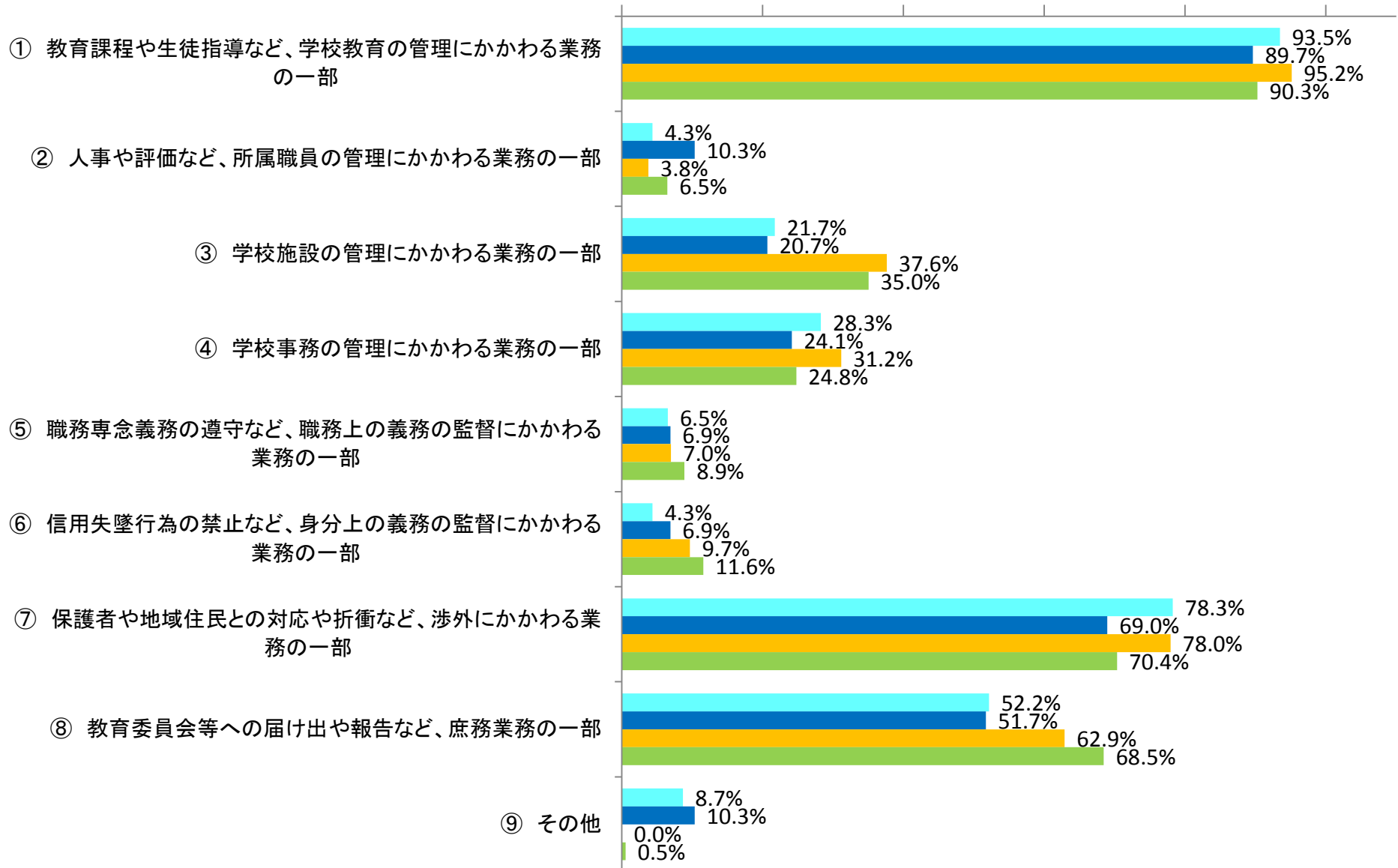
主幹教諭の担当業務

■ 都道府県市(小学校・中学校)(N=55) ■ 都道府県市(高等学校・特別支援学校)(N=39) ■ 調査対象市区町村(N=250) ■ 調査対象学校(N=496)



主幹教諭の担当業務(校長、副校長及び教頭の補佐)

■ 都道府県市(小学校・中学校)(N=46)
 ■ 都道府県市(高等学校・特別支援学校)(N=29)
 ■ 調査対象市区町村(N=186)
 ■ 調査対象学校(N=371)



主幹教諭と主任の比較

	主幹教諭	主任
位置付け 選考・任用	<p>○<u>教諭と異なる職</u>であり任命権者(都道府県・指定都市教育委員会)の<u>任命行為</u>が必要。</p> <p>○学校を異動しても主幹教諭の身分は変わらない。</p>	<p>○<u>職務命令</u>による校務分掌であり服務監督権者(市町村教育委員会又は校長)が命じる(例えば、教務主任については、<u>教諭、指導教諭をもって充てるとされている</u>)。</p> <p>○学校を異動すると、当該学校で担当する校務の内容を踏まえて、改めて主任を命じる。</p>
設置	<p>○任意設置 <u>全国で約2万人(国公私の小・中・高・中等教育学校・特別支援学校の合計)</u> (26年度学校基本調査)</p>	<p>○原則必置(教務主任、学年主任等が必置) <u>全国で約27万人(国公私の小・中・高・中等教育学校・特別支援学校の合計)</u> (26年度学校基本調査より)</p>
職務	<p>○ <u>主幹教諭は、校長(副校長を置く小学校にあっては、校長及び副校長)及び教頭を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに児童の教育をつかさどる。</u>(学校教育法第37条9項)</p>	<p>○例えば、教務主任については以下のとおり規定されている。 <u>教務主任は、校長の監督を受け、教育計画の立案その他の教務に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。</u>(学校教育法施行規則第44条4項)</p>
給与	<p>○<u>教諭とは別の級で処遇</u></p>	<p>○手当で処遇(級は教諭と同じ)</p>

主幹教諭の役割（埼玉県の例）

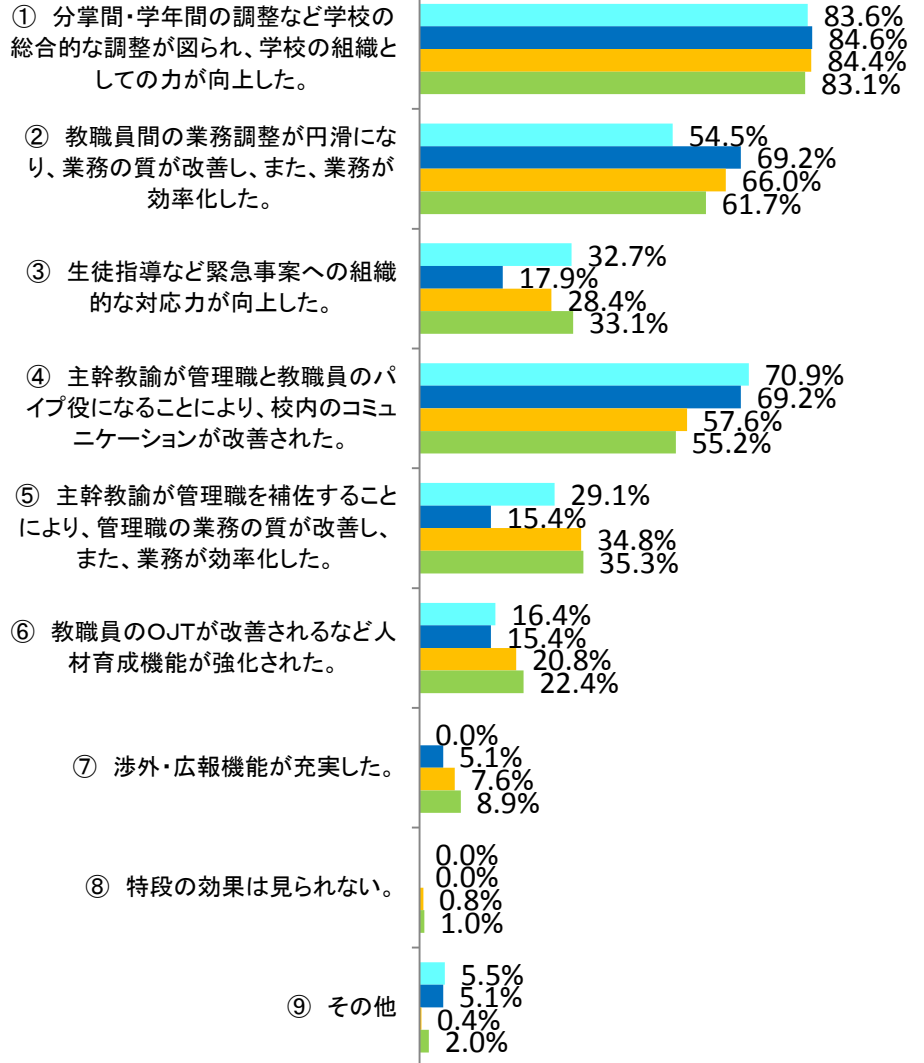
内 容		教頭	主幹 教諭	教務 担当	校内の各 分掌教諭	事務 職員
総 務 事 務	施設設備管理	◎				○
	予算執行	◎				○
	校務用パソコン管理		○		◎	
	施設開放		◎			○
学 事	在籍管理	◎		○		
	転出入			◎		○
	学級編制調査関係	◎	○			
服 務	サービス管理	◎	○			
	出張・休暇関係管理	◎				○
	倫理確立委員会	◎	○			
	教職員事故防止	◎	○			
	免許更新関係	◎		○		
委 員 会	企画委員会		◎	○		
	生徒指導委員会		◎	○		
	教育相談部会			○	◎	
	校内研修会			◎	○	
渉 外	学校応援団		◎	○		
	PTA		○	◎		
	学校評議員	◎	○			
	民生児童委員会議	◎	○			
	サポートチーム会議		◎	○		

（ ◎:主担当 ○:副担当 ）

主幹教諭の配置の成果と課題

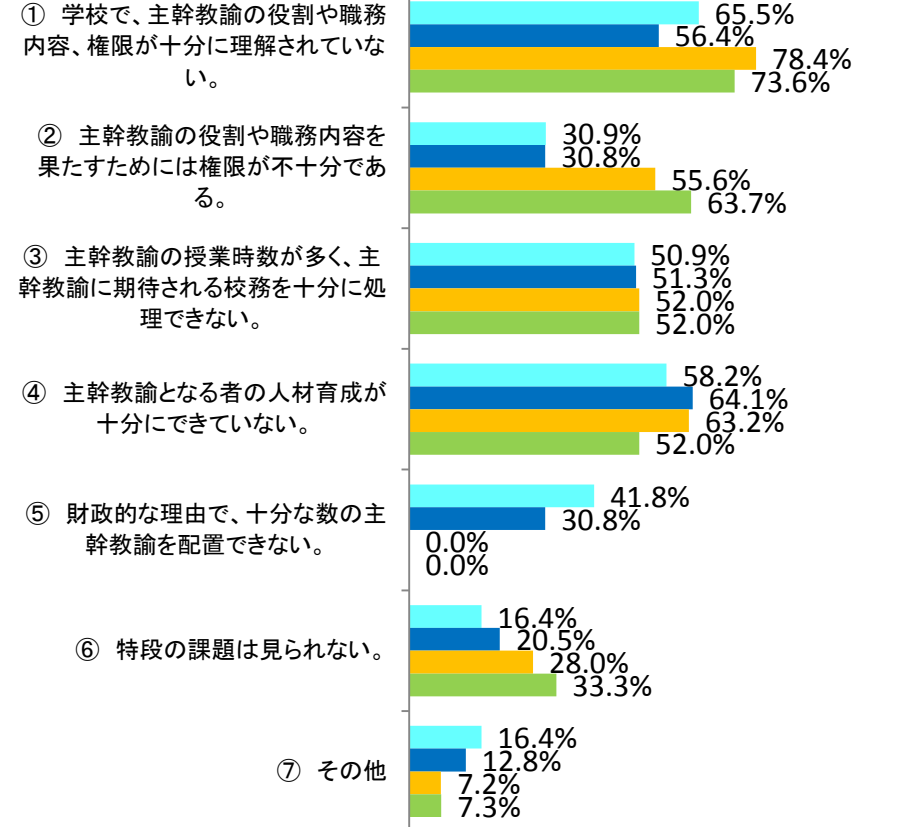
【配置による主な成果】

- 都道府県市(小学校・中学校)(N=55)
- 都道府県市(高等学校・特別支援学校)(N=39)
- 調査対象市区町村(N=250)
- 調査対象学校(N=496)



【配置に係る主な課題】

- 都道府県市(小学校・中学校)(N=55)
- 都道府県市(高等学校・特別支援学校)(N=39)
- 調査対象市区町村(N=250)
- 調査対象学校(N=496)



文部科学省調べ(H27. 5)

主幹教諭配置に係る成果と課題（埼玉県の例）

（1）成果

- ア 組織的・機動的な学校運営の充実（迅速な対応）
 - ・学校の運営上の課題への組織的対応、特色ある教育活動の推進、地域との連携等における対応力が増す。
- イ 主幹教諭及び教職員の経営参画意識の高揚（学校の活性化）
 - ・管理職と教職員のパイプ役として校長の経営方針を周知するとともに、教職員の意見を取りまとめ校長へ具申する。
- ウ 教育指導体制の確立（人材育成）
 - ・教職員への指導助言と指示、校務の進行管理の徹底が図れる。

（2）課題

- ア 主幹教諭の配置数拡大
- イ 主幹教諭の授業持ち時数の削減
- ウ 主幹教諭という「職」に対する学校内外の理解促進
- エ 一般教職員人事の中で組まれる人事異動

主幹教諭配置に係る成果と課題（徳島県の例）

主幹教諭の役割

- 校長，副校長及び教頭の補佐，教職員に対する校長の学校運営方針の具体化及び意見具申，緊急時における管理職の補佐，地域や関係機関との連携等。
- 担当する校務に係る目標設定，達成状況のとりまとめと進行管理，教諭等に対する指示，指導・助言及び連絡調整等。

主幹教諭設置の効果と課題

主幹教諭等を設置することにより，学校運営における権限と責任が明確化され，校長のリーダーシップのもと，学校の抱える課題に対して，組織的に，迅速かつ的確な対応ができるようになってきている。また，教頭等の補佐を積極的に進めていくことにより，教頭等の負担軽減が図られ，管理職としてのモチベーションを維持しながら，機動的な取組が進むことにもつながっている。さらに，管理職と教諭とをつなぐパイプ役となることにより，スピード感をもった情報の共有化が図られるとともに，教諭等のマネジメントへの参画意識の醸成にもよい効果をもたらしていると考える。

今後は，任用された主幹教諭について，基本的に任用審査を受けた学校で留まる形になっている配置の在り方について検討し，「課題をもった学校」への対応も考えていきたい。

学校におかれる教職員

— 指導教諭 —

指導教諭に関する職務規定等

1. 職務の位置づけ

- 任意設置の職として、学校教育法第37条第2項に規定。
- 任命権者である教育委員会が、教諭から選考を行い任用(昇任)。

2. 職務の内容

- 児童生徒等の教育を担当するとともに、他の教諭等に対して、教育指導に関する指導・助言を行う。(学校教育法第37条第10項)

学校教育法(昭和22年法律第26号)(抄)

第37条

10 指導教諭は、児童の教育をつかさどり、並びに教諭その他の職員に対して、教育指導の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行う。

[職務の具体例]

- ① 模範授業として授業内容を公開することによる他の教諭等への指導・助言
 - ② 他の教諭等の授業の観察、指導及び助言
 - ③ 研修会の企画・立案や研修会における指導及び助言
- 他の職員への職務命令を発する立場にはない。

3. 処遇

- 各都道府県の条例に基づき、教頭と一般の教諭との間の給料表を適用(特2級)する。

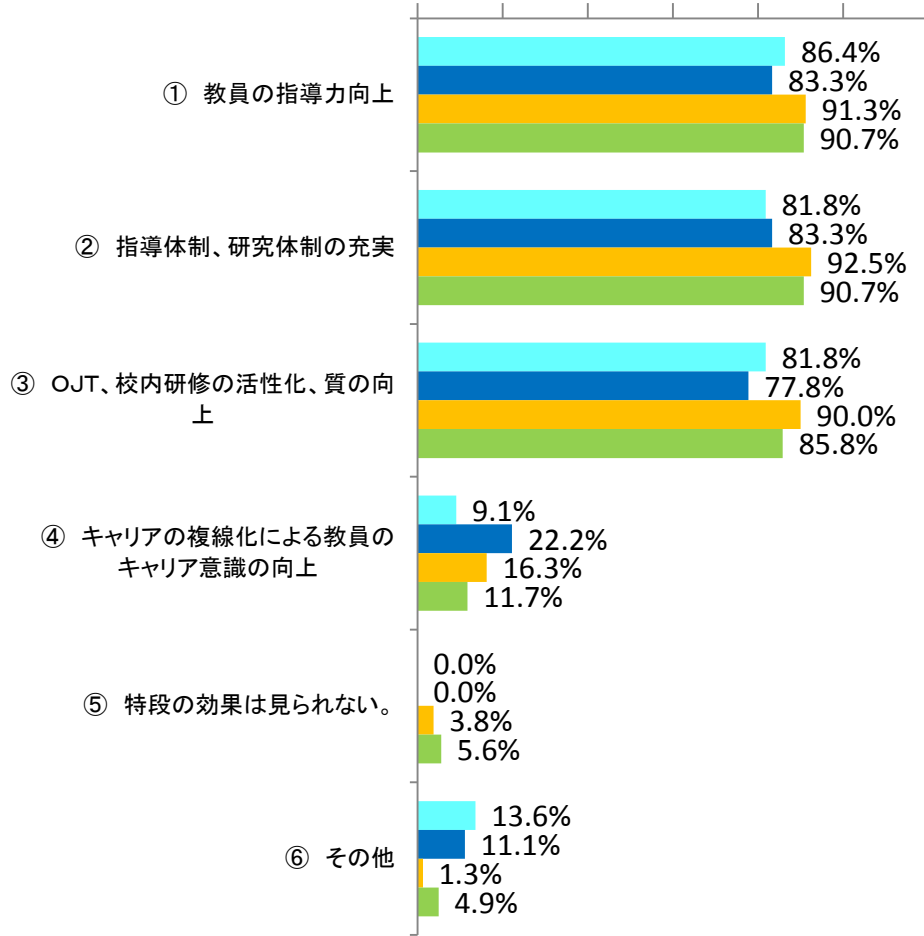
4. 現状

- 平成26年4月1日現在、23県市において1,873人が任用されている。
- 指導教諭に対する加配措置については、制度化されていない。

指導教諭の配置の成果と課題

【配置による主な成果】

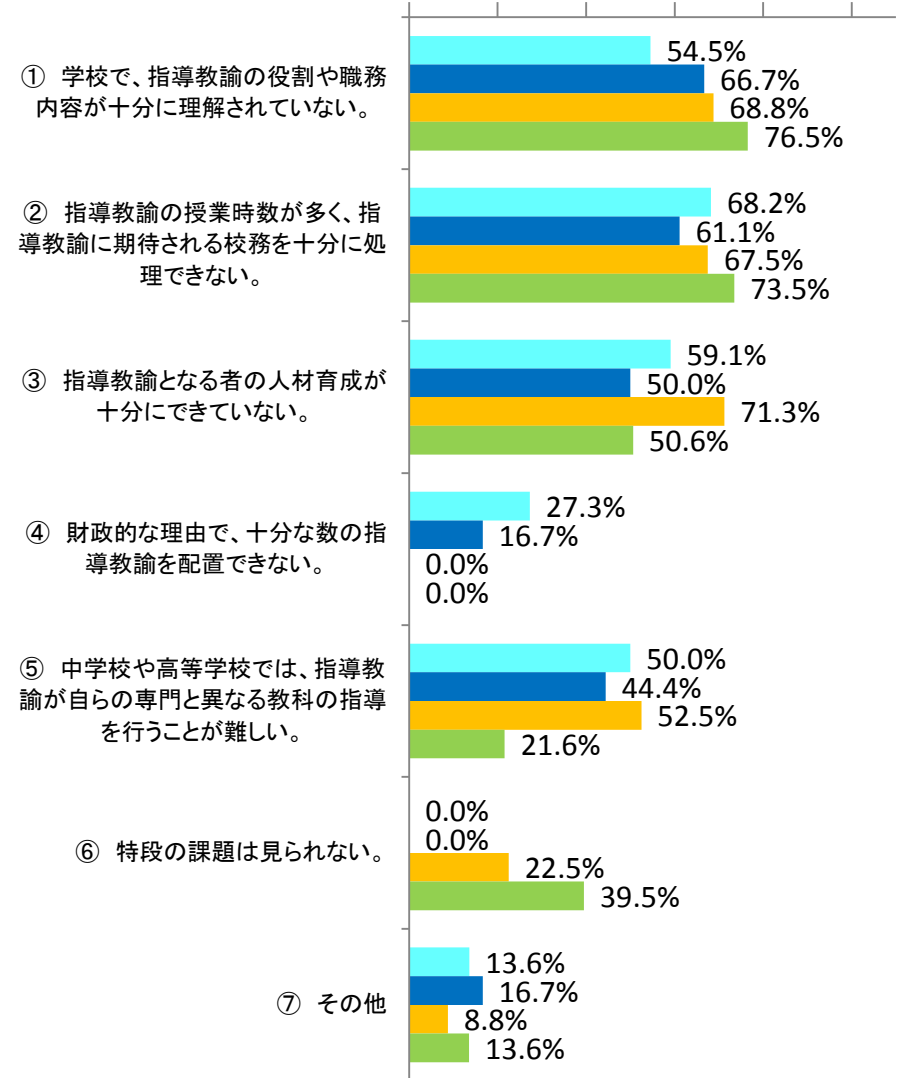
- 都道府県市(小学校・中学校)(N=22)
- 都道府県市(高等学校・特別支援学校)(N=18)
- 調査対象市区町村(N=80)
- 調査対象学校(N=162)



文部科学省調べ(H27. 5)

【配置に係る主な課題】

- 都道府県市(小学校・中学校)(N=22)
- 都道府県市(高等学校・特別支援学校)(N=18)
- 調査対象市区町村(N=250)
- 調査対象学校(N=162)

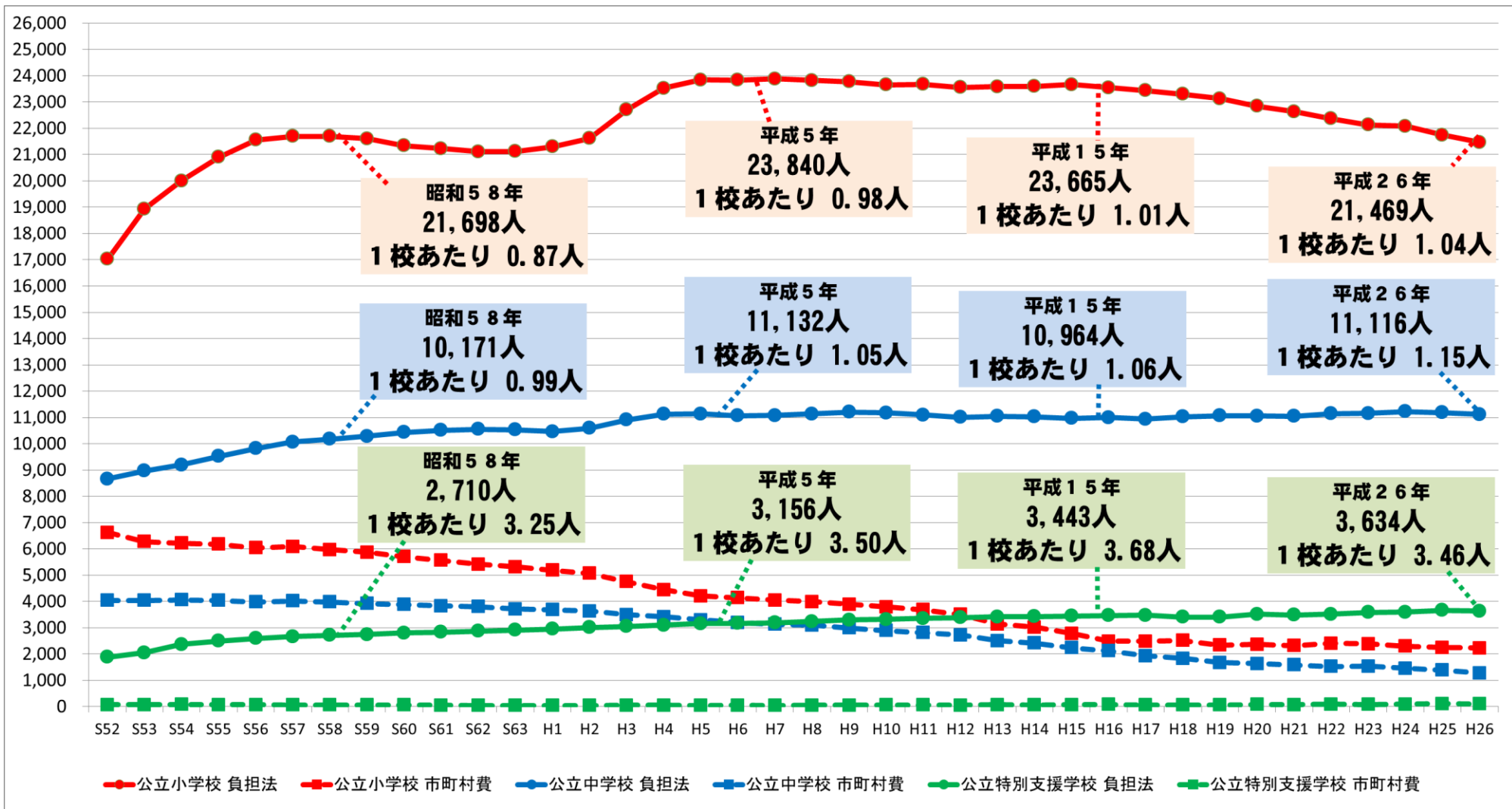


文部科学省調べ(H27. 5)

学校におかれる教職員

— 事務職員 —

公立小・中・特別支援学校における事務職員数の推移



「学校基本統計報告書より」

教員と事務職員の役割分担

○現在、教員は児童生徒の指導事務に加えて、様々な校務運営の事務に従事。一方、事務職員は総務・財務等の行政知識が特に必要とされる学校事務に従事。

○これからの学校の姿は、教員・事務職員を中心に多様な専門性を持ったスタッフが連携・協働して運営されることが望まれる。事務職員がより積極的に参画すべき事務については事務職員が責任を持って担い、教員は児童生徒への指導に専念。

主に教員が従事している事務

○児童生徒への指導事務 (具体例)

- ・授業、授業準備、成績処理
- ・生徒指導、部活動
- ・学校行事
- ・教育課程の管理

○校務運営に関する事務 (具体例)

- ・学校経営(企画運営)
- ・保護者対応、PTA対応、地域対応
- ・教科書給与事務
- ・情報管理、情報発信
- ・助成金・補助金に関する事務

事務職員が従事している事務

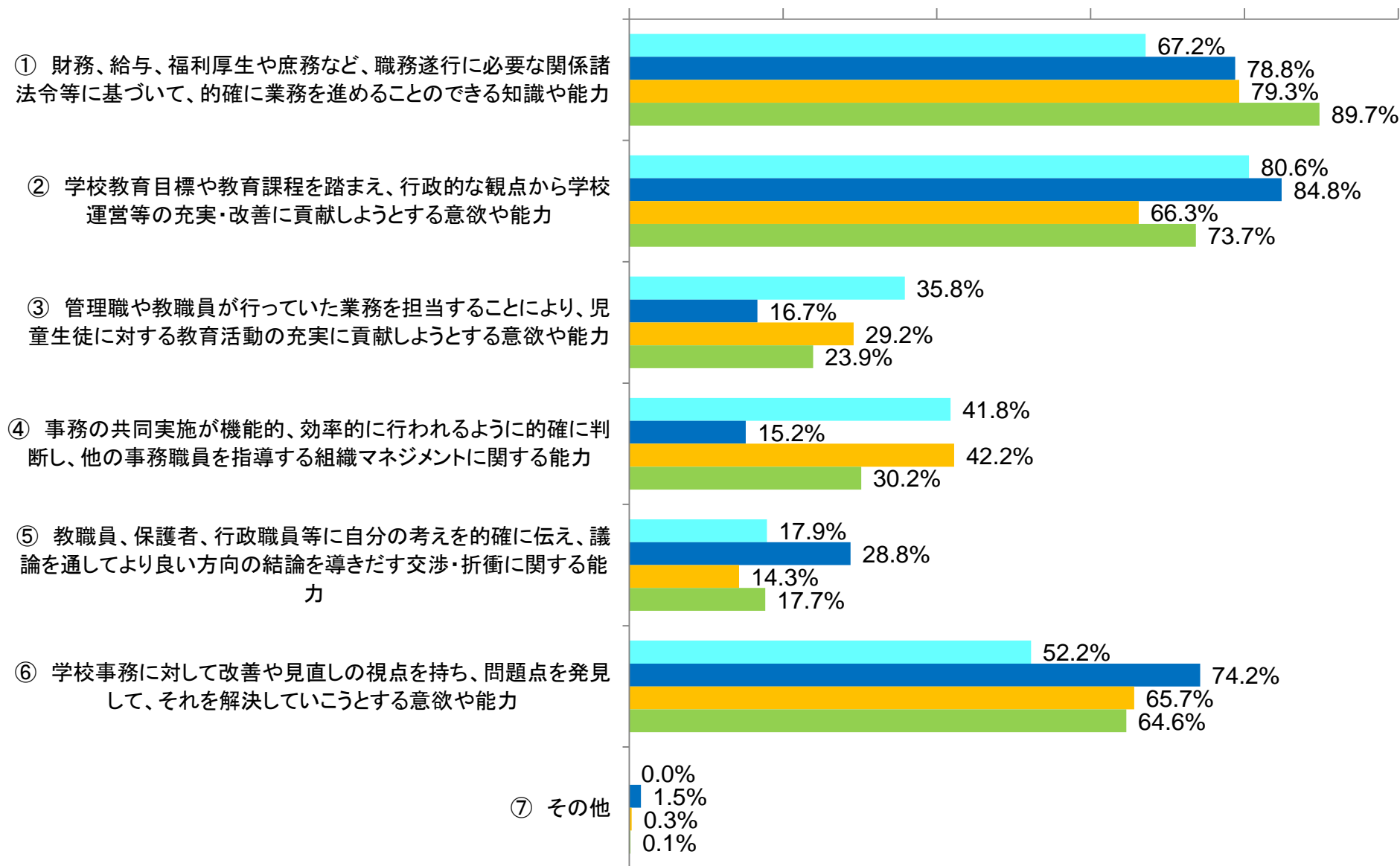
○総務・財務等に関する事務 (具体例)

- ・予算、決算等の会計管理
- ・施設・設備及び教材・物品の管理
- ・給与・旅費の管理、支給事務
- ・就学援助に係る事務
- ・学校徴収金の計画・執行管理
- ・文書の收受・発送
- ・諸手当の認定
- ・福利厚生に関する事務

主に教員が従事している事務	校務運営に関する事務	学校経営方針の策定	経営方針の企画・立案、策定
		学校運営施策の企画・立案	学校運営施策の企画・立案
		学校運営事務、業務改善	学校運営事務、学校業務改善の推進
		学校運営組織の整理	学校運営組織の整理、各種会議、委員会の企画・運営
		校内諸規定の整備・監査	校内諸規定の整備、監査・検査対応
		人事・サービス管理	教職員のサービス管理、採用・異動等関係事務、メンタルケア
		危機管理	説明責任、コンプライアンスへの対応
		人材育成	人材育成方針の策定、教職員研修の実施
		学校評価	自己評価、学校関係者評価の企画、評価資料の収集・分析
		地域連携・渉外	関係機関との連絡調整、電話・来校者等への窓口対応
		情報管理	情報公開・個人情報保護、教育情報の管理
		学校広報	学校だより、学校要覧の発行、ホームページの更新
児童生徒への指導事務	教育課程、時間割	教育課程の編成・進捗管理、授業時数管理、時間割の作成、授業準備	
	学校行事	年間行事計画・月行事計画、各種行事の企画・準備・実行、進捗管理	
	成績管理	指導要録・通知表の作成、成績処理	
	教科書・副教材	教科書給与、指導書・副読本の購入	
	安全管理・校内環境	安全教育計画、防災計画、危機管理マニュアル等の作成、校内環境整備	
	学籍・諸証明	在籍管理、転出入事務、諸証明の発行	
	生活指導	年間指導計画、校内外生活指導、外部諸機関との連携、教育相談	
	特別活動・部活動	特別活動全体計画、行事の計画・実施、部活動の計画・運営	
	進路指導	進路指導計画、学力調査の実施・分析、個別指導	
	学校保健	学校保健計画の作成、保健指導、保健室運営、健康診断	
	給食	給食年間計画の作成、献立作成、給食指導、衛生管理	
	事務職員が従事している事務	総務・財務に関する事務	学校予算
		就学支援	教育扶助費・就学援助費等の認定・支給、保護者への通知
		備品・施設管理	整備計画の策定、備品購入・管理、施設管理・修繕
		給与・旅費	諸手当の認定、給与の支給事務、旅費の管理、請求・支給
		福利厚生・公務災害	公立学校共済組合に関する事務、公務災害
		庶務・文書	文書の收受・発送、諸帳簿の整備・管理

これからの事務職員に求められる資質・能力として重要な事項

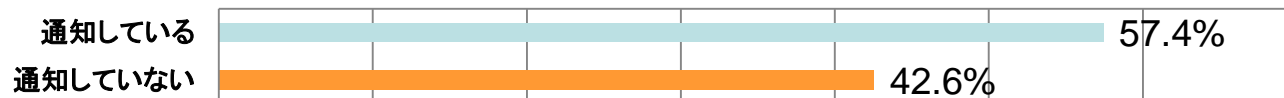
■ 都道府県市(小学校・中学校)(N=67) ■ 都道府県市(高等学校・特別支援学校)(N=66) ■ 調査対象市区町村(N=329) ■ 調査対象学校(N=673)



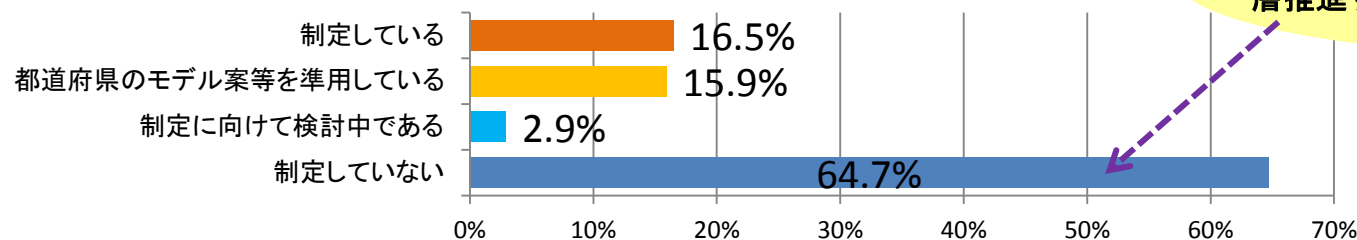
事務職員の職務範囲の明確化と効果的な役割分担

◆事務職員への期待の一層の高まりを受け、役割や職務の領域等の明確化が求められているが、「標準職務表」などの制定率は著しく低い。

【市区町村教育委員会への「標準職務表」等の通知】 【調査対象：都道府県】



【事務職員の役割や職務の領域等を明確にした「標準職務表」の制定率】 【調査対象：市区町村】



学校の組織力の向上、質の高い学校教育をより一層推進するためにも、職務範囲の明確化と効果的な役割分担が重要。

出典：平成24年度文部科学省委託事業「学校マネジメントの役割を担う学校事務」
(全国公立小中学校事務職員研究会)

職務範囲の明確化・効果的な役割分担の事例

<取組事例①：新潟県教育委員会>

○H14の「分掌事務通知」以降、事務職員の学校経営への積極的参画の姿が認められ、H25に「標準的職務通知」が通知され、職位に応じた役割が明確化。

○標準的職務通知の発出により、

- ①H18の「事務主幹」職に続き、「総括事務主幹」職の設置
 - ②学校事務職員や、共同実施組織を基盤とした学校事務組織における役割の明確化
 - ③教頭とともに校長を補佐するなど学校経営を担うこと
- などが示されており、事務職員の役割とそのモチベーションを高めている。

<取組事例②：山口県教育委員会>

○H23からの「組織的な学校運営による学校の総合力の向上に向けて」の取組の中で、「事務職員の学校運営への参画体制の強化」について基本的な考え方、具体的な方策について検討

○相互理解と支援の促進、業務のバランスを適宜見直すことなど、教職員と事務職員が連携して校務分掌を見直すことで、加重負担や不公平感を排除

○学校運営の要となる教頭との連携を進めることで、事務職員の学校運営への参画に向けた取組が充実

事務職員の職務の範囲と役割の見直し(新潟県の例)

平成14年の分掌事務通知から10年間の変化として

- ・ 事務主幹職の設置 (平成18年度)
- ・ 「学校事務の共同実施」の開始 (平成20年度)
- ・ 総括事務主幹職の設置 (平成25年度)

標準的職務の考え方



学校組織マネジメントを成立させるための重要な学校経営職員

教頭とともに校長を補佐し学校経営を担い、学校事務共同実施の経営及び企画運営を担う。

○学校事務職員の位置づけ・役割・標準的職務を掲示
「標準的職務通知」 (平成25年1月25日)

事務職員の職務の範囲と役割の見直し(新潟県の例)

標準的職務(新潟県の例)

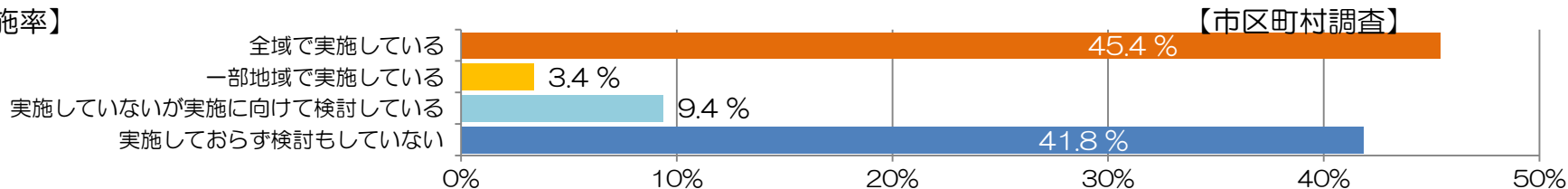
学校事務職員が積極的に参画する範囲は次のものとする。

職務内容		具体的な業務の例
教育・経営目的の教育・経営領域	企画運営評価等に関すること	学校組織マネジメントの推進 グランドデザインの策定参画 学校運営組織の整理、学校業務改善の推進 学校評価・関係者評価・第三者評価の企画参画、結果分析
		学校評議員会事務局、学校運営協議会事務局
		職員会議の参加、企画(運営)委員会・研究推進委員会・生活(生徒)指導委員会等の参画 財務委員会・情報委員会等の企画運営
		アカウントビリティ、コンプライアンスの推進 校内諸規定の整備、監査・検査の対応
	危機管理に関すること	学校安全計画・学校防災計画・事件事故発生時対応マニュアル・危機対応チェックリストの策定
		危険箇所情報管理、校内施設設備安全点検
		緊急対策会議の参画
	連携・渉外に関すること	学校間連携事業、地域各種機関との連携
		情報公開、学校だより・学校HPの作成等参画、蓄積した情報の活用
		官公庁・PTAその他関係団体との連携推進
教育目的の経営領域	授業研修等に関すること	教材選択・教材活用研修等の企画・実施
	行事活動に関すること	校内・校外行事の情報管理、入札、関係機関・団体との連絡
	研究事業に関すること	研究報告書編集、研究発表会企画・運営

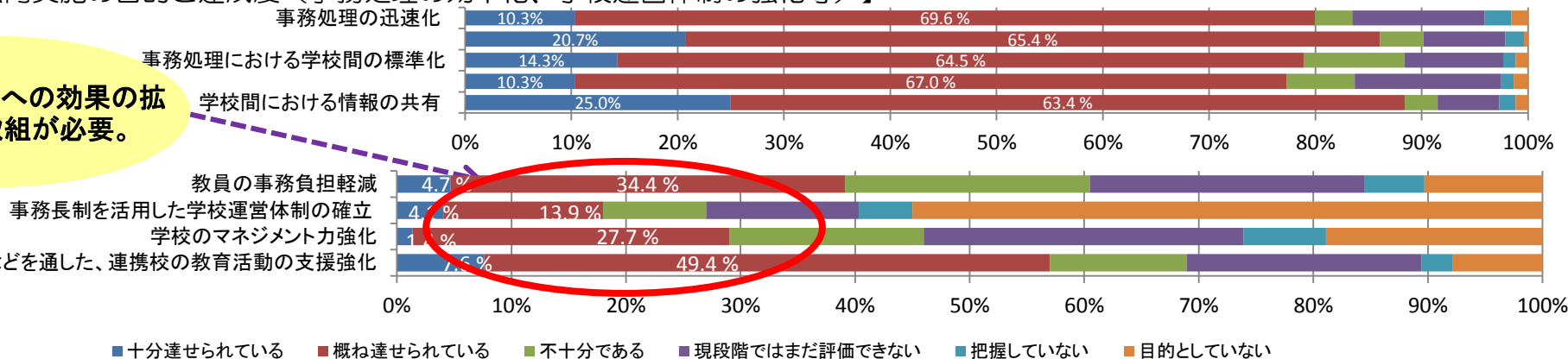
学校事務の共同実施の現状と課題

- ◆学校事務の共同実施の実施率は、一部地域で実施しているものも含めると、48.8%となっている。
- ◆共同実施により、ミスや不正の防止、学校間の標準化など、事務処理の効率化が図られている。
- ◆一方、学校マネジメント力の強化や教員の事務負担の軽減など、事務処理の効率化等による副次的な効果はまだ十分ではない。

【学校事務の共同実施率】



【学校事務の共同実施の目的と達成度（事務処理の効率化、学校運営体制の強化等）】



教員や学校全体への効果の拡大のための取組が必要。

<取組事例①：福岡県春日市教育委員会>

○H14以降の学校への予算執行権や予算原案作成権の委譲など学校裁量の拡大により、予算関係事務に直接携わる事務職員の役割の重要性が増加。

○H18以降、学校事務の共同実施により、

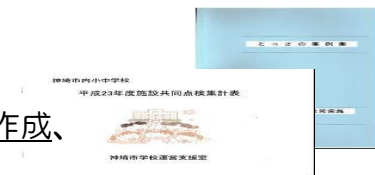
- ①日常の業務遂行を通じた上司や先輩によるOJT機能の発揮
 - ②予算の効率的運用や予算編成、執行の在り方についての認識の高まり
 - ③相互チェックによる事務の正確性・効率性
- など、事務職員の学校経営参画の促進とともに、着実な成果をあげている。

<取組事例②：佐賀県神崎市教育委員会>

○学校運営支援室（共同実施）の組織力を高め、事務職員の資質向上を図ることで、学校運営への積極的な参画を図っている。

○会計事務の効率化・透明化を図るための学年会計ソフトの開発、教科書事務の効率化のためのマニュアル作成、教育委員会との施設に関する共同点検など、教員の負担軽減、安全・安心な環境づくりを進めている。

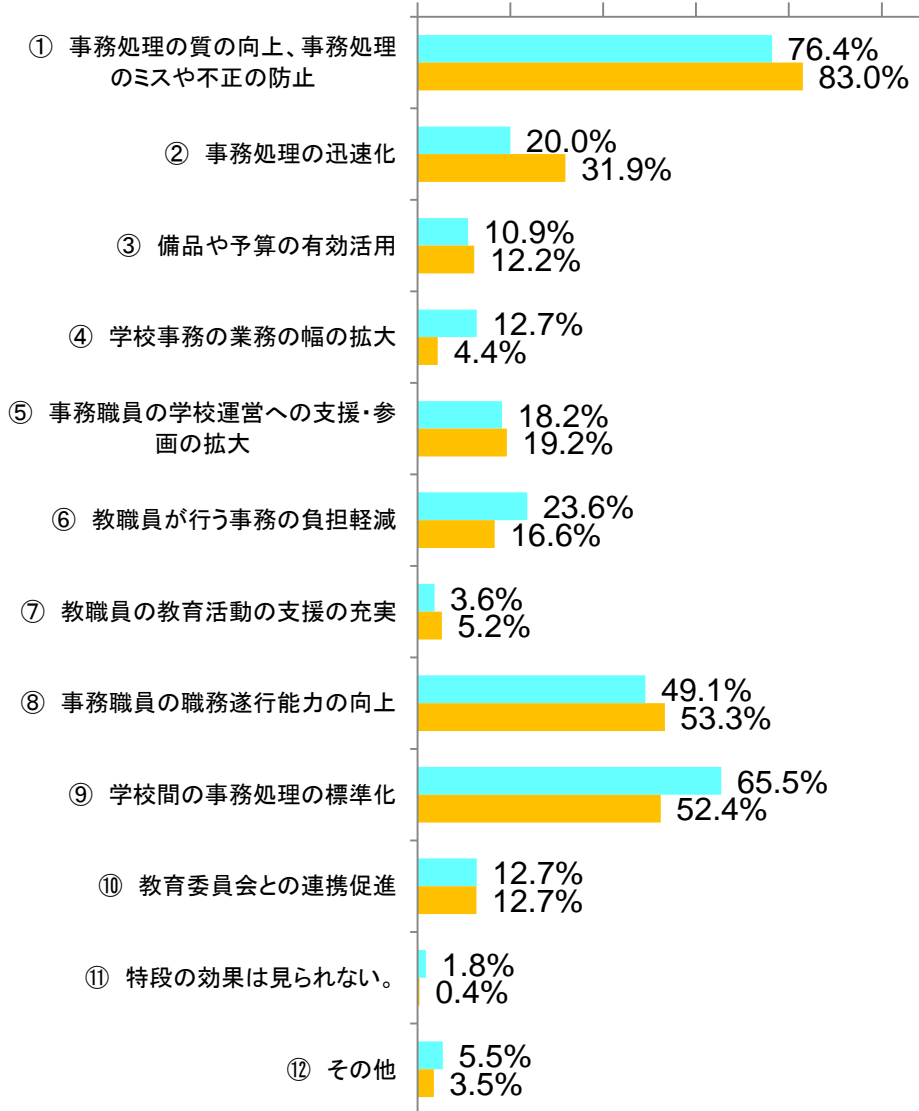
共同実施の事例



学校事務の共同実施による成果と課題

【共同実施による主な成果】

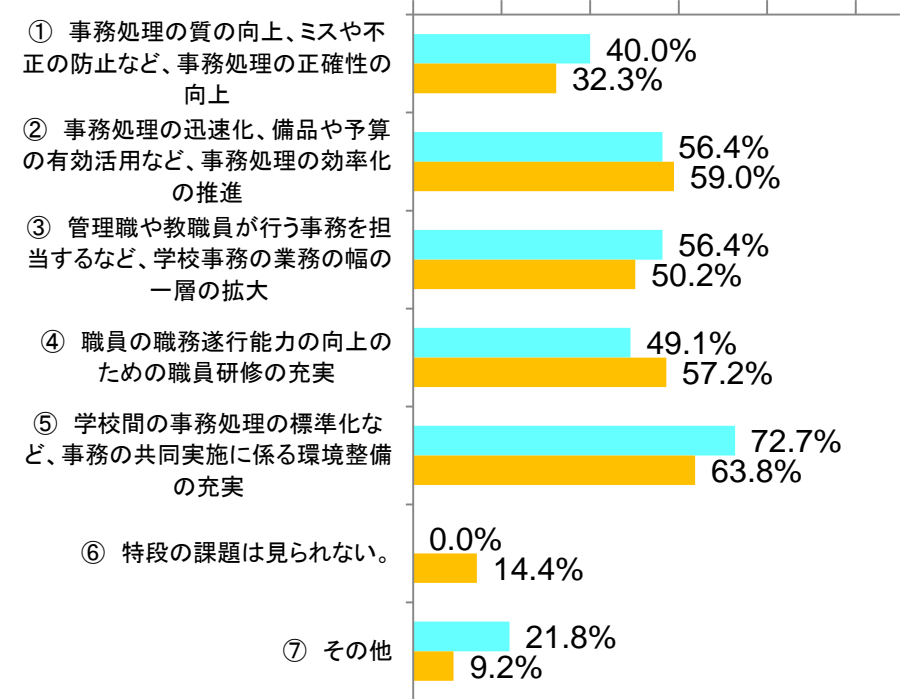
■ 都道府県市(小学校・中学校)(N=55) ■ 調査対象市区町村(N=229)



文部科学省調べ(H27. 5)

【共同実施に係る主な課題】

■ 都道府県市(小学校・中学校)(N=55) ■ 調査対象市区町村(N=229)



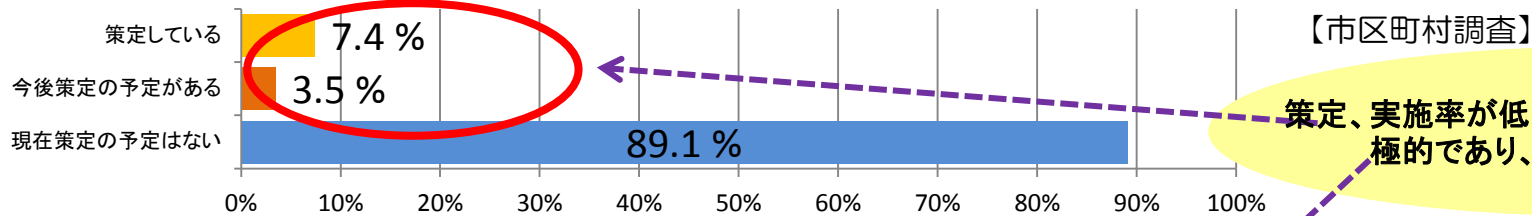
文部科学省調べ(H27. 5)

事務職員の資質・能力の向上

◆事務職員研修の充実により、事務職員にとどまらず学校の組織力の向上に寄与。

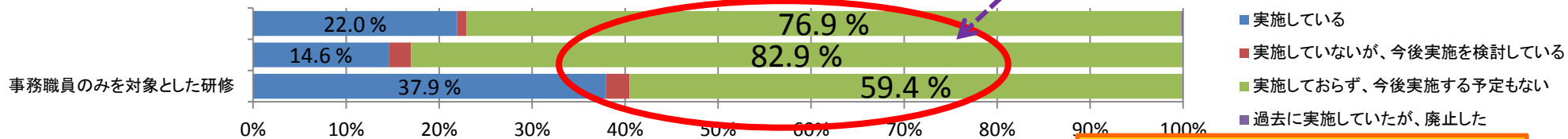
◆しかし、市区町村立学校における事務職員研修の体系化や実施率は低い水準。

【教育委員会による市区町村立学校事務職員の研修に関する指針・基本計画の策定】



策定、実施率が低だけでなく、今後の予定にも消極的であり、好事例等の普及が必要。

【市区町村立学校事務職員向けの研修の実施形態】



研修制度の事例

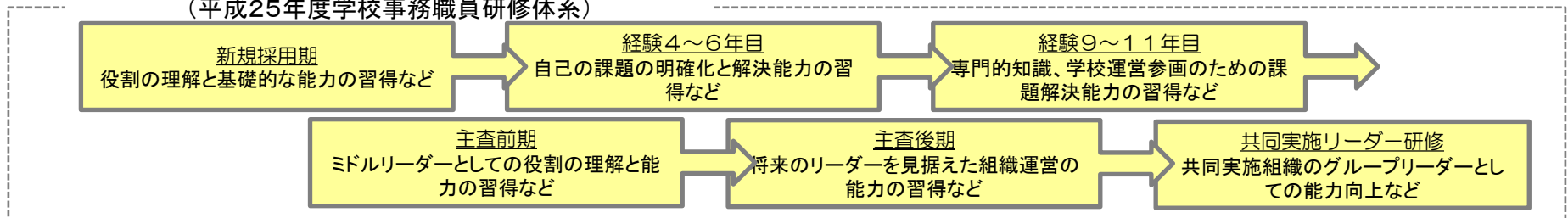
<取組事例：三重県教育委員会>

○以下のような経緯を経て、事務職員の共同実施を中心に据えた事務職員研修の体系化を図っている。

- ①H11の学校事務の果たす役割と職内容の明確化
- ②H14以降の事務職員による事務職員研修の企画運営
- ③H18の共同実施本格化を機に、事務職員研修の共同実施

○研修は、新規採用者から共同実施のグループリーダーまで、経験年数と役職別、それぞれのライフステージに応じた研修等を行っており、研修は一部を除き、すべて事務職員のみで実施。

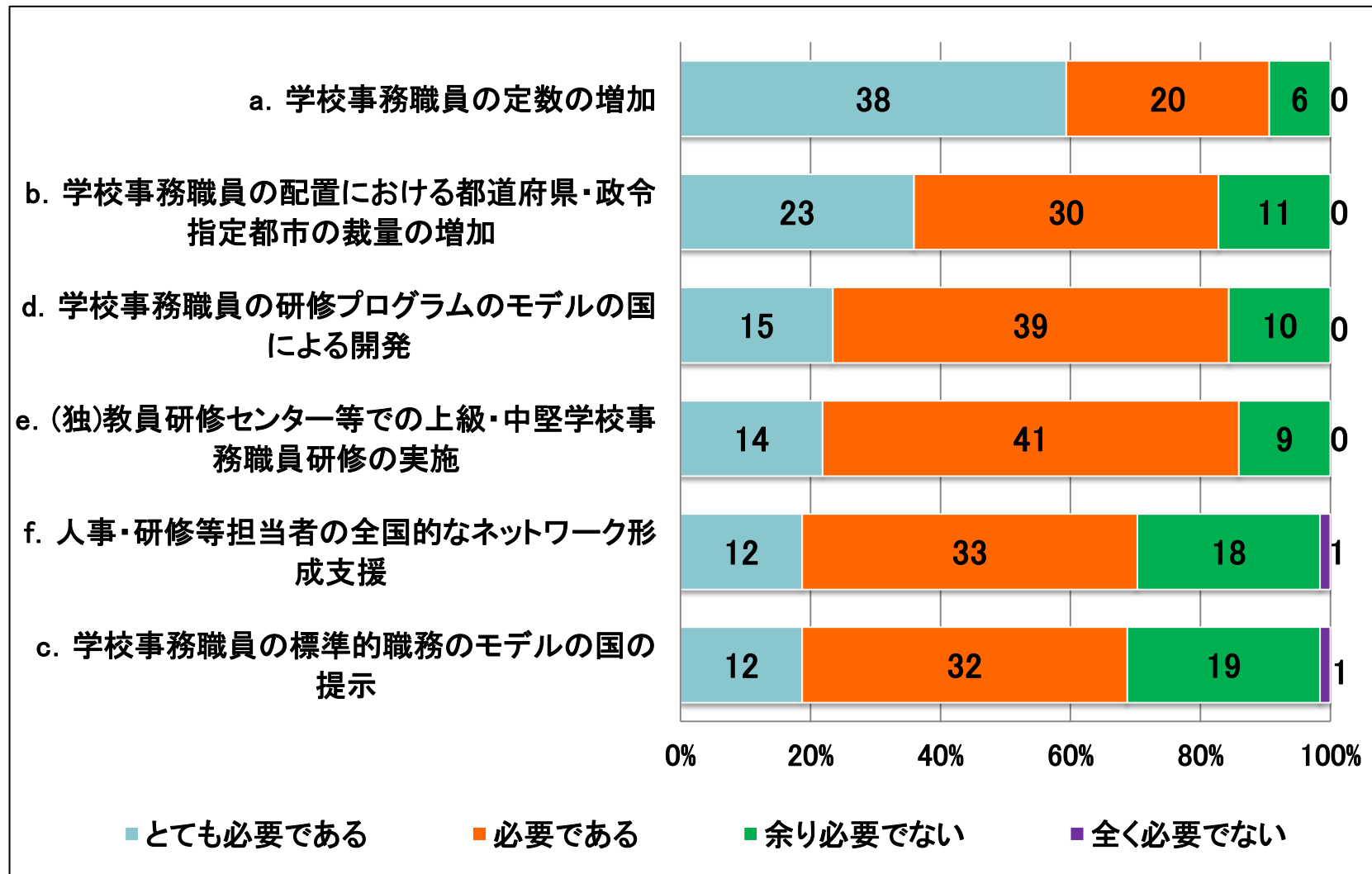
(平成25年度学校事務職員研修体系)



○このような体系的な研修制度により、以下のような成果が出ている。

- ①早い時期から職に対する自覚を養うとともに、学校の組織運営、教育環境作り等の役割を果たすための自己研鑽の意欲の高まり
- ②経験豊かな職員の力の向上と、それらが集まることによる相乗効果から生まれる共同実施の組織力の向上 など

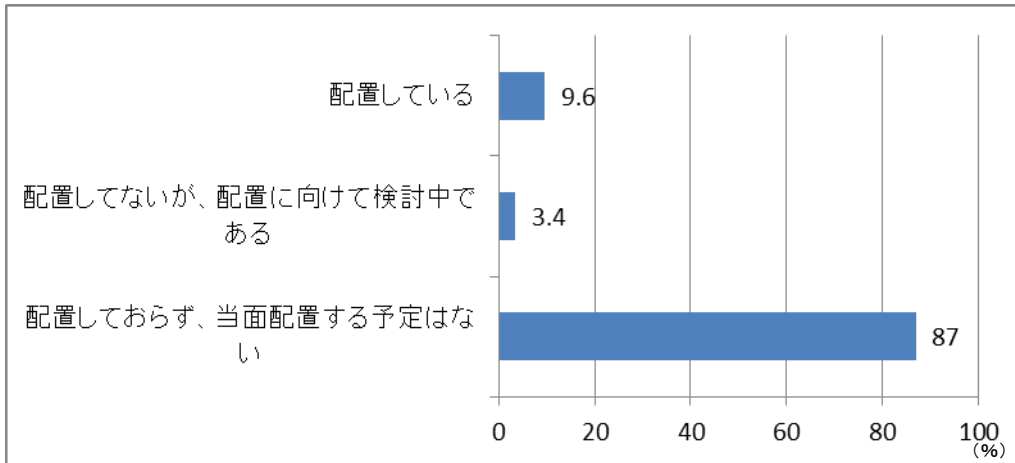
学校事務職員の職務の明確化・人事・人材育成に関する今後の国レベルの取組への期待



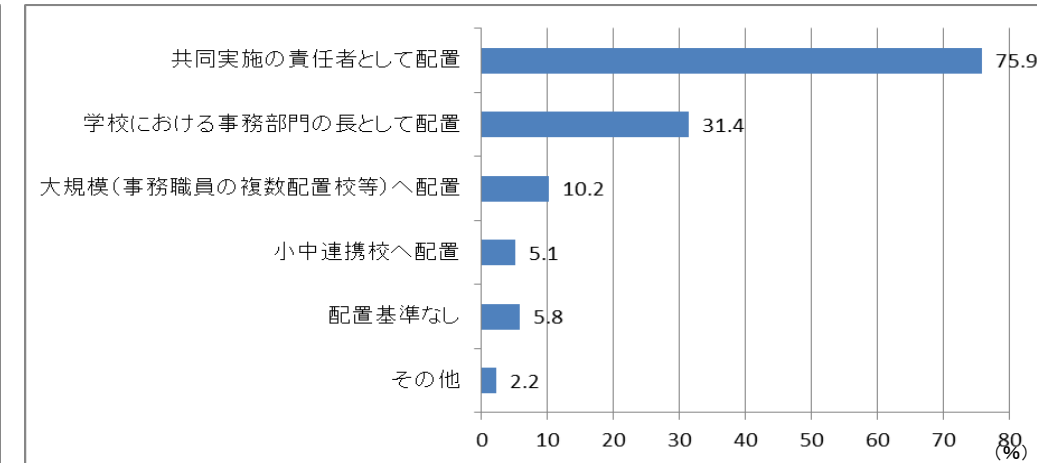
事務長の設置状況等

※「規則に規定された事務長」とは、学校教育法施行規則第46条に規定される事務長を指す。

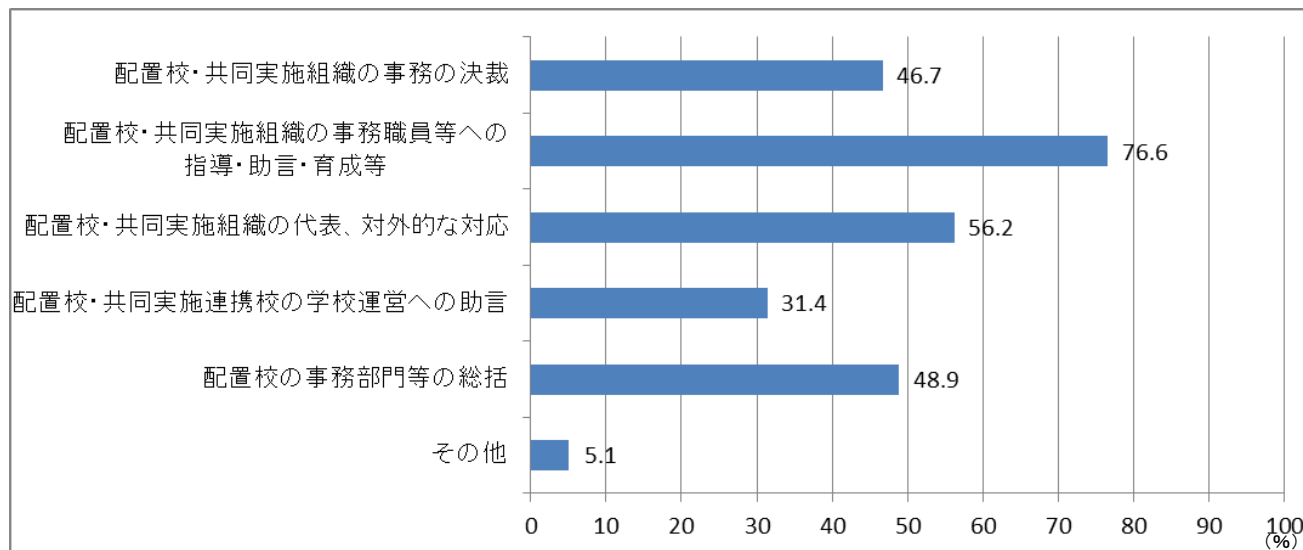
■「規則に規定された事務長」の配置(N=1050)



■「規則に規定された事務長」を配置した(検討している)配置基準(N=137)



■規則の規定により配置した(検討している)事務長の職務内容(N=137)



N: 市区町村数

学校におかれる教職員

— 教員以外の専門スタッフ —

教員以外の専門スタッフの配置状況等について

	職務内容等	資格	配置状況等【H26】	財政措置(国)
スクールカウンセラー	臨床心理等の専門的な知識・技術を用いて児童生徒へのカウンセリング、教職員・保護者への助言・援助等を実施	臨床心理士 精神科医 等	7,344人 (※補助金対象者)	予算補助(1/3)
スクール ソーシャルワーカー	社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて児童生徒の置かれた環境に働きかけて支援	社会福祉士 精神保健福祉士 等	1,186人 (※補助金対象者)	予算補助(1/3)
医療的ケアを行う看護師	特別支援学校等において、たんの吸引・経管栄養・気管切開部の衛生管理等を実施	看護師 准看護師 保健師 助産師	特別支援学校:1,460人 (うち、補助金対象者:429人) 公立小・中学校:379人	予算補助(1/3) [特別支援学校のみ]
特別支援教育支援員	食事、排泄、教室移動の補助等、学校における日常生活の介助や学習支援等医療的ケアを実施	なし	49,706人	地方交付税措置
言語聴覚士(ST)、 作業療法士(OT)、 理学療法士(PT) 等の外部専門家	特別支援学校等において、医学・心理学等の視点による専門的な知識・技術を用いて、指導の改善や校内研修を実施	言語聴覚士 作業療法士 理学療法士 等	公立特別支援学校:1,380人 (地域の公立小・中学校への巡回も実施)	委託事業を実施
就職支援コーディネーター	特別支援学校高等部及び高等学校において、ハローワーク等と連携し、就労支援を実施	なし	全国40地域において、 計57人を配置	委託事業を実施
ICT支援員	教員のICT活用(授業、校務支援等)を支援	なし	約2,000人	地方交付税措置
学校司書	学校図書館の日常の運営、管理、教育活動等の支援	※今後検討	21,294人	地方交付税措置
部活動外部指導員	部活動における技術指導	なし	40,739人 ※運動部活動の外部指導者数 (中体連・高体連調査)	なし
外国語指導助手 (ALT)	小学校の外国語活動や中・高等学校の外国語の授業等の補助	なし	4,101人 ※JETのみ(H26.7.1現在)	地方交付税措置 (JET)予算補助(1/3)(non-JET)
サポートスタッフ	放課後や土曜日における学習、補充学習等の支援	なし	8,000人 (※予算積算上人数)	予算補助(1/3)

学校における教育相談体制の充実

多様な社会的な背景により課題を抱える児童生徒に対する教育相談を充実していくためには、
スクールカウンセラーや**スクールソーシャルワーカー**など、**教員とは異なる専門性や経験を有する専門的なスタッフ**を学校に配置し、**教員とともに、その専門性を発揮していくことが重要である。**

スクールカウンセラー等活用事業

平成28年度概算要求額4,781百万円(平成27年度予算額4,024百万円) 補助率: 1/3

家庭(保護者)

教職員

助言・援助

助言・援助

スクールカウンセラー

児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識及び経験を有する者(臨床心理士等)

悩みのある児童生徒
へのカウンセリング

問題行動等

いじめ
暴力行為
不登校 など

緊急支援派遣

心のケアを要する
事象の発生
(自殺、災害等)

児童生徒

家庭

地域

スクールソーシャルワーカー活用事業

平成28年度概算要求額1,009百万円(平成27年度予算額647百万円) 補助率: 1/3

教職員

関係機関

連携・調整

連携・調整

児童相談所、福祉事務所、弁護士
保健・医療機関、適応指導教室、
警察、家庭裁判所、保護観察所 等

スクールソーシャルワーカー

教育と福祉の両面に関して、専門的な知識・技術を有するとともに、過去に教育や福祉の分野において、活動経験の実績等がある者(社会福祉士、精神保健福祉士等)

児童生徒が置かれた様々な
環境の問題への働き掛け

問題行動等

いじめ
暴力行為
不登校 など

貧困対策等

児童虐待
就学援助
生活保護 など

児童生徒

家庭

友人

地域

スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー のそれぞれの職務（東京都の例）

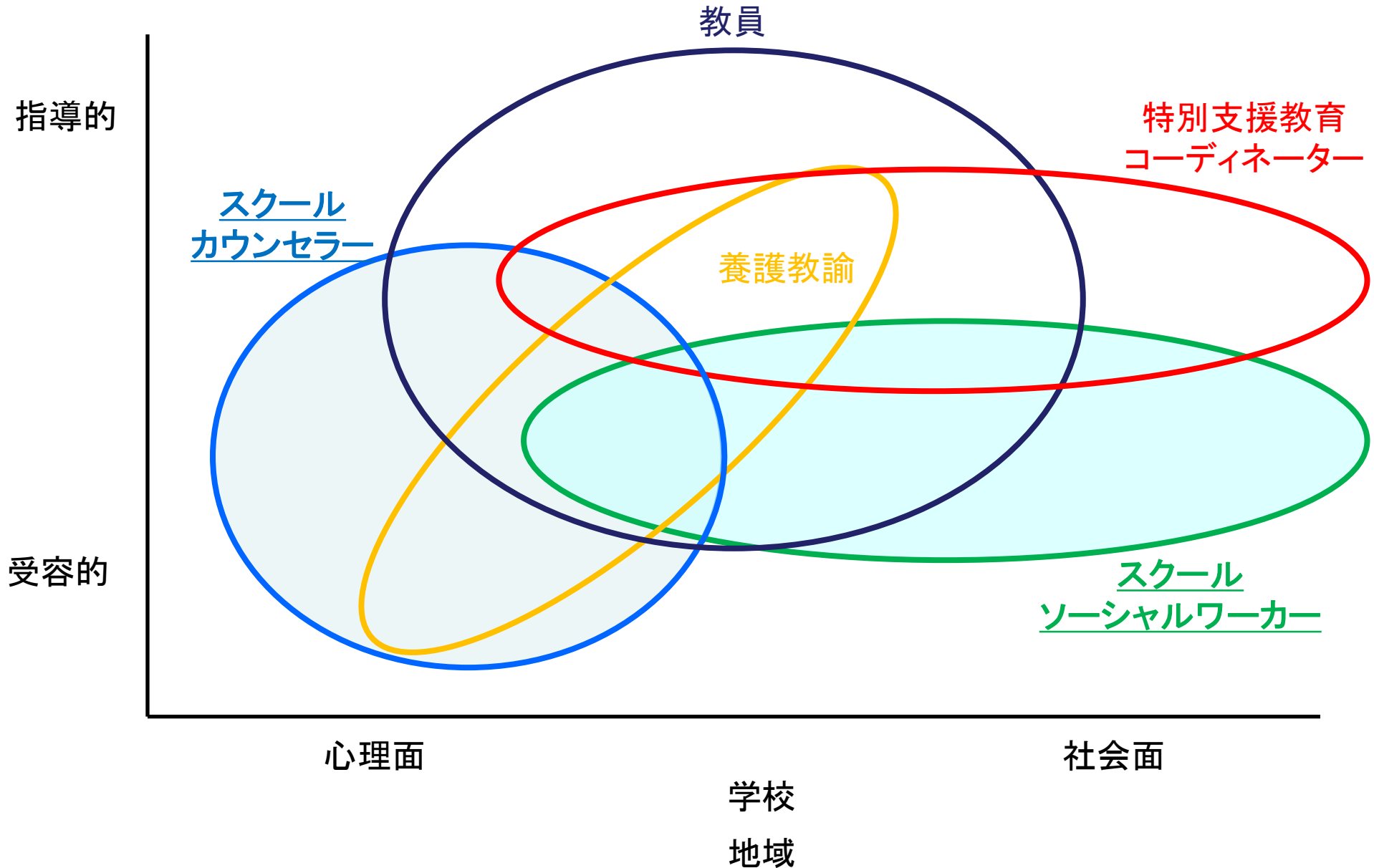
スクールカウンセラーの職務

- (1) 児童・生徒へのカウンセリング
- (2) カウンセリング等に関する教職員、保護者に対する助言・援助
- (3) 児童・生徒のカウンセリング等に関する情報収集
- (4) 児童・生徒のカウンセリング等に関して、配置校の校長や配置を所管する教育委員会が必要と認める事項

スクールソーシャルワーカーの職務

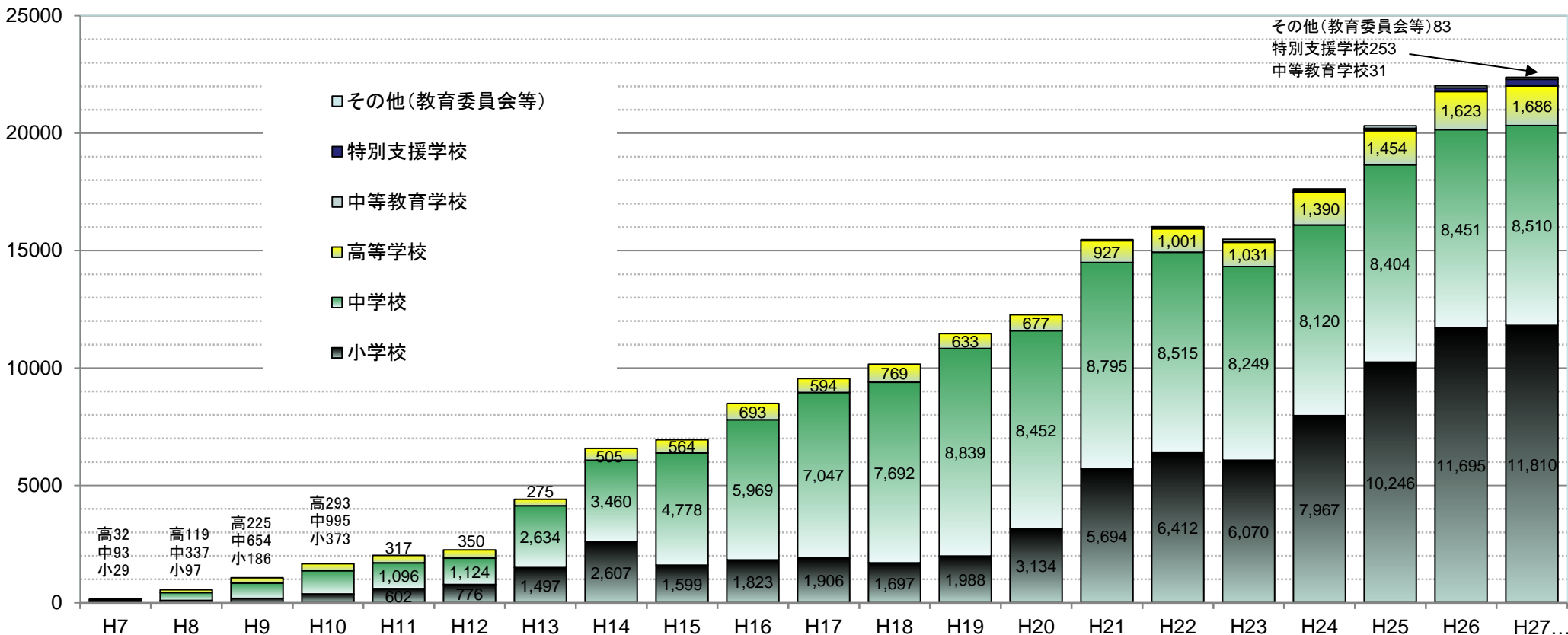
- (1) 問題を抱える児童・生徒が置かれた環境への働きかけ
- (2) 関係機関等とのネットワークの構築、連携・調整
- (3) 学校内におけるチーム体制の構築、支援
- (4) 保護者、教職員等に対する支援・相談・情報提供

スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの役割分担 (イメージ)



スクールカウンセラーの配置状況

(箇所)



※H12まで調査研究事業(委託事業)、H13から補助事業。

※H21から、拠点校を定めず巡回して複数の学校を併せて担当する場合における巡回対象となる学校(巡回校)

必要に応じて派遣される学校(派遣校)の形態も可能としている。

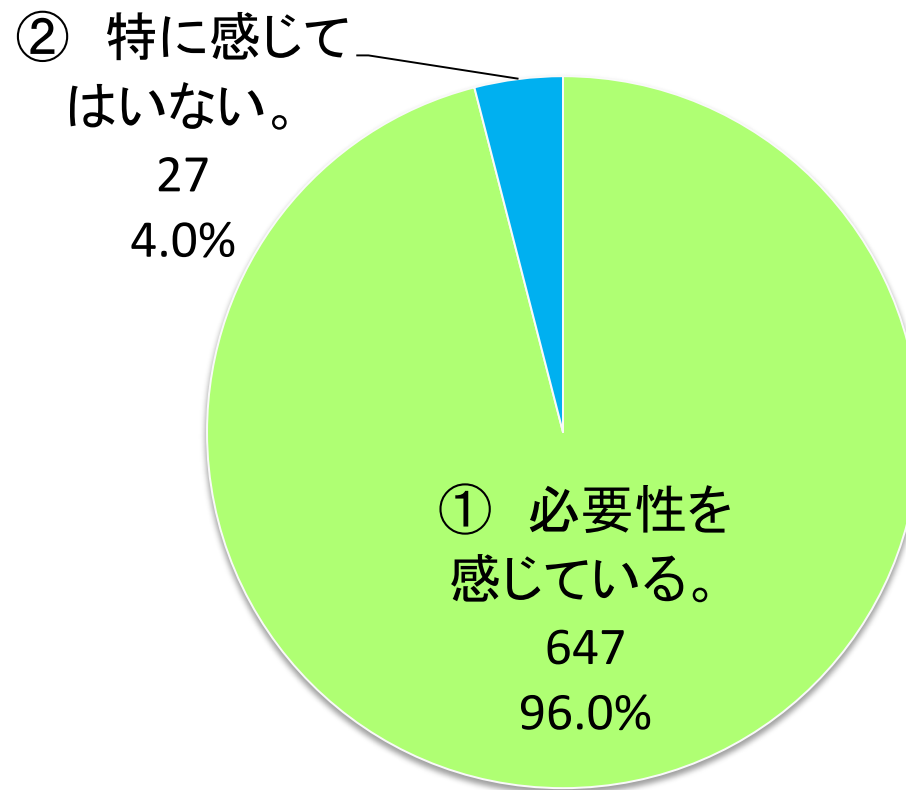
※H23～は緊急スクールカウンセラー等派遣事業の活用により被災3県(岩手県、宮城県、福島県)の配置を含んでいない。

※H27は計画値。

年度	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17
合計	154	553	1,065	1,661	2,015	2,250	4,406	6,572	6,941	8,485	9,547
年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27(計画)	
合計	10,158	11,460	12,263	15,461	16,012	15,476	17,621	20,310	22,013	22,373	87

学校のスクールカウンセラーの必要性に係る意識

【調査対象学校(N=674)】

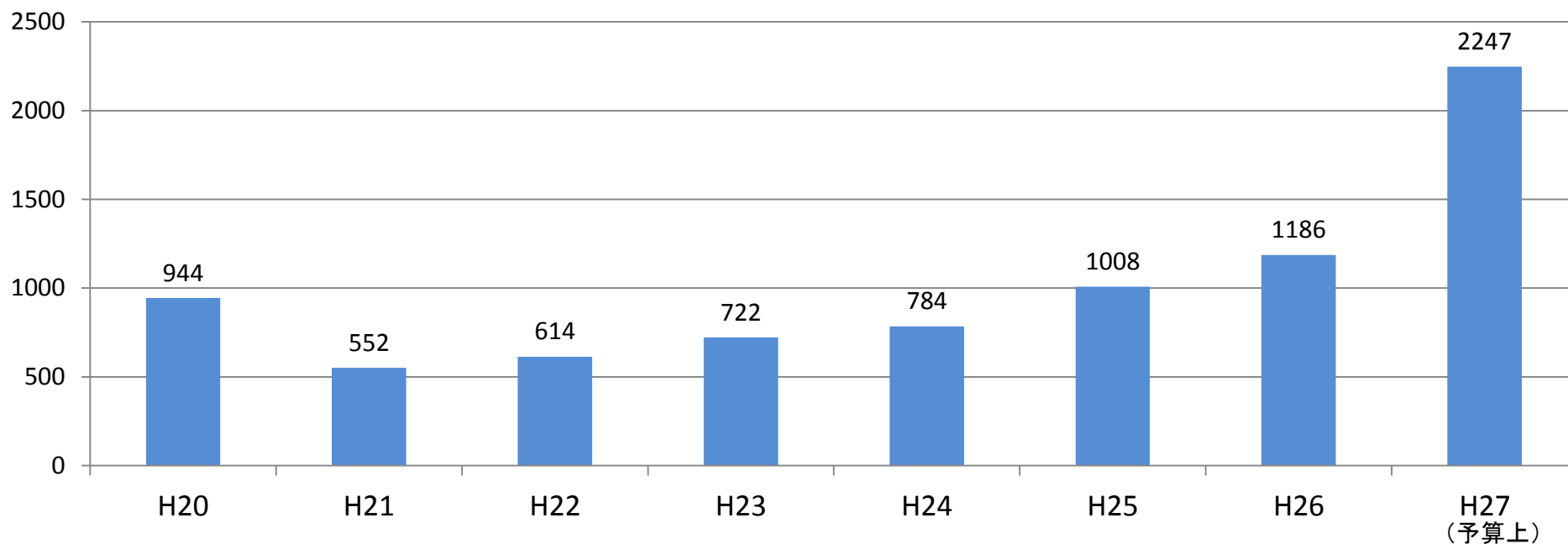


文部科学省調べ(H27. 5)

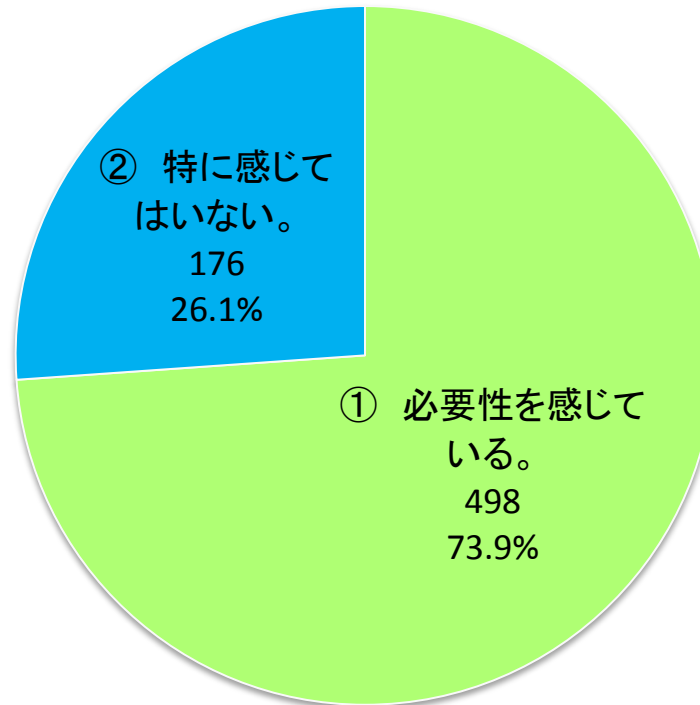
スクールソーシャルワーカーの配置状況

区分\年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
予算額	1,538百万円	14,261百万円の内数	13,092百万円の内数	9,450百万円の内数	8,516百万円の内数	355百万円	394百万円	647百万円
配置人数	944人	552人	614人	722人	784人	1,008人	1,186人	2,247人(予算上)

- 平成27年度は予算上の配置人数。
- スクールソーシャルワーカー活用調査研究委託事業(平成20年度)―国の全額委託事業(10/10)
- スクールソーシャルワーカー活用事業(平成21年度～22年度)―都道府県・指定都市に対する補助事業(補助率 1/3)
- スクールソーシャルワーカー活用事業(平成23年度～)―都道府県・指定都市・中核市に対する補助事業(補助率 1/3)
- 平成21年度～平成24年度は、学校・家庭・地域の連携協力推進事業の一部として実施。
- 平成25年度から、いじめ対策等総合推進事業の1メニューとして実施。



【調査対象学校(N=674)】



医療的ケアを行う看護師等について

- 学校教育法上の規定はない。
- 教育委員会が、学校においてたんの吸引や経管栄養などのいわゆる「医療的ケア」を必要とする幼児児童生徒の状態に応じ雇用・配置。多くは非常勤職員として配置。

1. 職務の内容

- 医療的ケア（たんの吸引、経管栄養※その他の医行為）の実施
- 医療的ケアを必要とする幼児児童生徒への指導等に携わる教職員への指導・助言
- 医療的ケアに関する保護者相談対応、主治医・放課後等デイサービス等との連絡 等

※ たんの吸引 … 筋力の低下などにより、たんの排出が自力では困難な者などに対して、吸引器によるたんの吸引を行う。

経管栄養 … 摂食・嚥下の機能に障害がある場合に鼻腔等から胃までチューブを通したり、直接胃や腸までチューブを通したりして、栄養剤等を注入する。

2. 処遇

- 各都道府県等の規程に基づき所要の報酬等が支給される。
- 平成25年度より、国において特別支援学校へ看護師等を配置するために必要な経費の1/3を補助。
(補助上限額は一人当たり70万円)

3. 配置状況

- 公立特別支援学校において、日常的に医療的ケアが必要な幼児児童生徒7,794人、配置されている看護師等1,450人。
- 公立小・中学校において、日常的に医療的ケアが必要な児童生徒976人、配置されている看護師等379人。
- 特別支援学校以外の学校への配置は国の補助事業の対象外であるが、特別支援学校に配置された看護師が地域の学校を巡回することも可能としている。

医療的ケアを行う看護師等の配置状況

< 公立特別支援学校 >

	医療的ケア対象幼児児童生徒		看護師数（人）
	在籍校数（校）	幼児児童生徒数（人）	
平成23年度	615	7,531	1,291
平成24年度	615	7,842	1,354
平成25年度	622	7,774	1,450

< 公立小・中学校 >

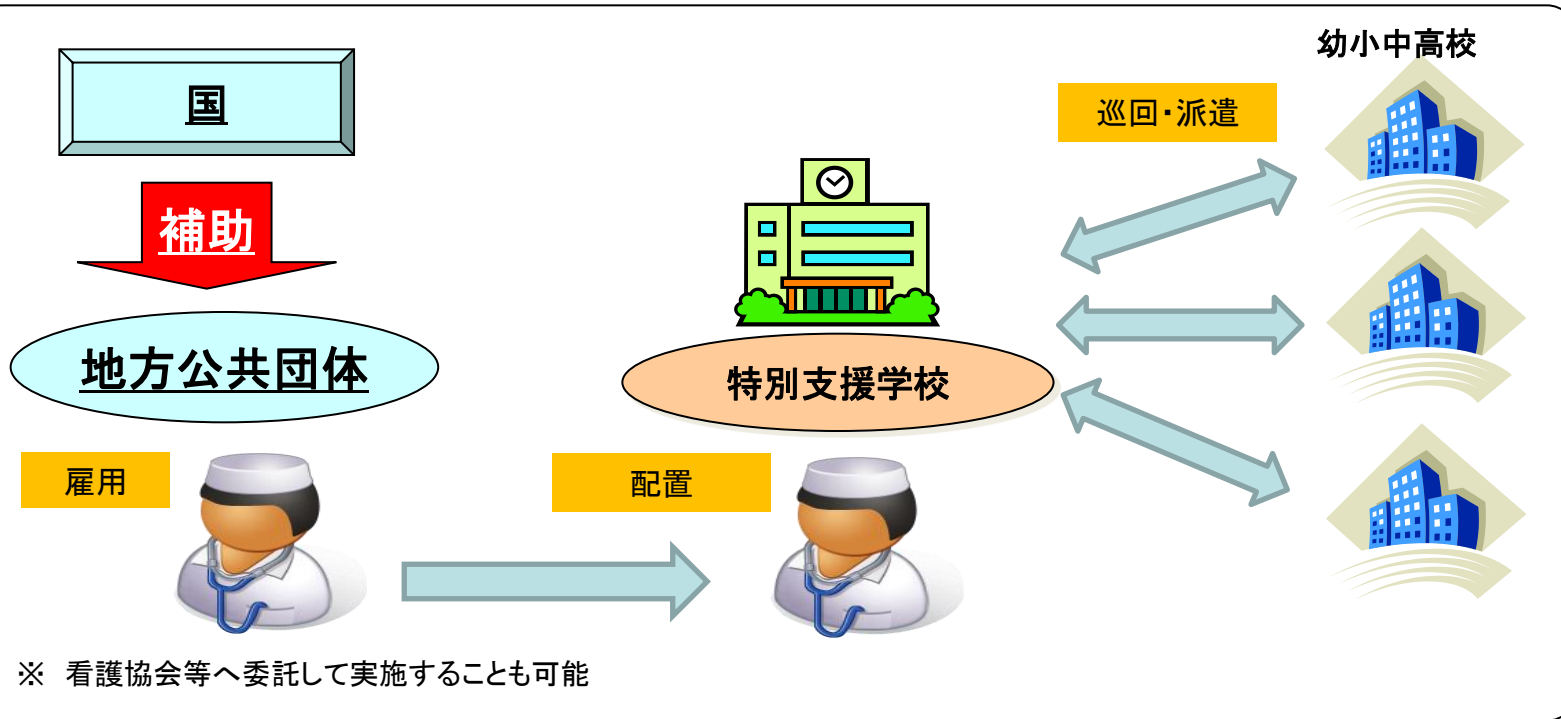
	医療的ケア対象児童生徒		看護師数（人）
	在籍校数（校）	児童生徒数（人）	
平成25年度	548	813	352
平成26年度	524	976	379

特別支援教育専門家(看護師等)配置事業

【目的】近年、特別支援学校で日常的にたんの吸引や経管栄養などのいわゆる「医療的ケア」が必要な児童生徒が増加している。医療的ケアの中には一部教員が実施を許容されているものもあるが、多くは看護師等の医療関係者しか対応できないケアである。

こうした状況を踏まえ、特別支援学校における医療的ケアを必要とする児童生徒の教育の充実を図るため、特に看護師配置の充実が必要とされる特別支援学校について、看護師配置に必要な経費の一部補助を行う。

※ H27予算 235,050 千円



特別支援学校を設置する都道府県及び市区町村

補助

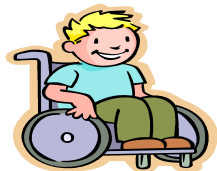
文部科学省

補助金概要

補助率: 1/3
(補助上限額:
1人当たり210万円)

補助対象経費: 看護師の雇用に係る報酬、共済費、旅費等

配置人数: 329人



想定される業務例

- ・医療的ケアの実施
- ・教員への指導・助言
- ・研修の講師等

看護師配置の効果



○看護師

- 共に学校生活を送ることを通して信頼関係を築くことができ、それを基礎に医療的ケアの自立に向けた支援ができる。
- 医療的ケアの自立に必要な事をすぐに担任に相談でき、指導に反映させてもらえる（体の動きや時間の管理、清潔の意識等）。
- 看護師が学校生活を知ることで、対象児の生活スタイルに合わせた医療的ケアの仕方を提案することができる。
- 他の児童生徒に医療的ケアの大切さ等を伝えることができる。

○学級担任

- 看護師が健康観察をしてくれるため、安心して児童生徒を学習活動に参加させることができる。
- 児童生徒が自分で医療的ケアをするようになった後、担任や養護教諭がどのようにかわればよいかなどについて、日々の学校生活を通して教えてもらえる。
- 医療的ケアの自立に向けて、日常の学習活動で指導できることは何かを、看護師と一緒に考えられる。
- 児童生徒の成長を一緒に喜べる。

○管理職

- 担任が精神的なゆとりを感じることで、学級全体の学習指導、生活指導に集中することができ、他の児童生徒にとってもよい環境がとけている。
- 学校に務める医療の専門家として、医療と教育の橋渡しやすり合わせをする役割を果たしている。
- 保護者が安心して子どもを学校に送り出すことができている。
- 本人や担任、養護教諭のよき相談相手になっている。

○児童生徒とその保護者

- 学校での医療的ケアを看護師が行うことで、家庭生活と学校生活を分けることができる。子どもが「子どもの社会」を十分に楽しめる。
- 保護者以外の人から医療的ケアを受けることを経験する機会となる。
- 子どもの成長について、専門家の視点で意見をもらえる。
- 保護者自身、自分の時間がとれる。仕事を持つこともできる。



- 看護師さんは、導尿が必要な理由や体の不思議を教えてくれる。
- 医療的ケアのできるようになったことを先生たちに伝えてくれるからみんなに「すごいね」って言われる。またチャレンジしようと思う。
- 医療的ケアが大切なことだと友達にも伝えてくれているから安心。



出典 : 平成27年3月20日 チーム学校作業部会

仙台市教育局学校教育部特別支援教育課 赤間課長 提出資料

特別支援教育支援員について

- 学校教育法上の規定はない。
- 教育委員会が、幼稚園、小・中学校及び高等学校に在籍する障害のある幼児児童生徒の実情に応じ、日常生活上の介助や学習活動上のサポート等を行う支援員を雇用するなどして配置。多くは非常勤職員として配置。
- 特別支援教育支援員が共通して有すべき資格はなく、対象となる幼児児童生徒の支援に必要な技能等を有する人材を採用。

1. 職務の内容

- 日常生活上の介助
例) 食事・排泄の介助、教室の移動補助
- 発達障害の幼児児童生徒に対する学習支援
例) ・LDの幼児児童生徒の困難（読み、書き等）に応じた読み上げ、代筆
・ADHDの幼児児童生徒の安全確保や居場所確認
※ LD：学習障害、ADHD：注意欠陥多動性障害
- 幼児児童生徒の健康・安全確保
例) 他者への攻撃や自傷などの危険な行動の防止
- 周囲の幼児児童生徒の障害理解促進 等

2. 処遇

- 各都道府県等の規程に基づき所要の報酬等が支給される。
- 平成19年度より公立小・中学校における地方財政措置を開始。
平成21年度に公立幼稚園、平成23年度に公立高等学校の措置を開始。

3. 配置状況

- 公立幼稚園、小・中学校、高等学校に計49,706人が配置されている。
(平成26年5月1日現在)

特別支援教育支援員の配置状況

	幼稚園		小・中学校		高等学校		計		地財措置額
	地財措置	活用人数	地財措置	活用人数	地財措置	活用人数	地財措置	活用人数	
18年度	—	3,299	—	18,200	—	226	—	21,725	—
19年度	—	3,513	21,000	22,486	—	278	21,000	26,277	約250億円
20年度	—	3,437	30,000	26,092	—	224	30,000	29,753	約360億円
21年度	3,800	3,779	30,000	31,173	—	219	33,800	35,171	約387億円
22年度	3,800	4,252	34,000	34,132	—	341	37,800	38,725	約435億円
23年度	4,300	4,460	34,000	36,524	500	367	38,800	41,351	約443億円
24年度	4,500	4,807	36,500	39,371	500	443	41,500	44,621	約476億円
25年度	4,800	5,217	39,400	41,157	500	483	44,700	46,857	約514億円
26年度	5,300	5,638	40,500	43,586	500	482	46,300	49,706	約530億円

(人)

※活用人数については、各年度とも5月1日現在のもの(文部科学省特別支援教育課調べ)。

特別支援教育支援員の地方財政措置について

【27年度措置予定額：約569億円(26年度措置額：約530億円)】

「特別支援教育支援員」は、公立幼稚園、小・中学校、高等学校において、校長、教頭、特別支援教育コーディネーター、担任教師等と連携のうえ、日常生活上の介助(食事、排泄、教室の移動補助等)、発達障害等の幼児児童生徒に対する学習支援、幼児児童生徒の健康・安全確保、周囲の幼児児童生徒の障害理解促進等を行う。



■特別支援教育支援員の配置に係る経費(拡充)

□ 公立幼稚園、小・中学校及び高等学校において、障害のある幼児児童生徒に対し、学習活動上のサポート等を行う「特別支援教育支援員」を配置するため、都道府県・市町村に対して、必要な経費を措置するもの。



学校種	平成27年度	平成26年度
幼稚園【拡充】	5,600人	5,300人
小・中学校【拡充】	43,600人	40,500人
高等学校	500人	500人
合計	49,700人 (事業費:約569億円)	46,300人 (事業費:約530億円)

平成19年度～:公立小・中学校について地方財政措置を開始
平成21年度～:公立幼稚園について地方財政措置を開始
平成23年度～:公立高等学校について地方財政措置を開始

言語聴覚士(ST)、作業療法士(OT)、理学療法士(PT)等の外部専門家

- 学校教育法上の規定はない。
- 教育委員会が、特別支援学校における専門性の向上を目的として配置。
- 地域内の小・中学校等にこれらの専門家を派遣し、地域のセンター的機能の役割を果たしている。

1. 職務の内容

- 言語聴覚士 (ST: Speech-Language-Hearing Therapist)
 - ・ 言語の発声・発音の評価、摂食機能の評価・改善
 - ・ 人工内耳を装着した児童生徒の聞こえの評価・改善
- 作業療法士 (OT: Occupational Therapist)
 - ・ 着替え、排泄、食事、道具の操作等の日常生活動作の評価
 - ・ 日常生活動作を獲得するための補助具等の制作・必要性の評価
 - ・ 日常生活、作業活動の改善に役立つ教材の制作等
- 理学療法士 (PT: Physical Therapist)
 - ・ 呼吸状態や姿勢等に関する身体機能面からの評価
 - ・ 学校生活で可能な運動機能の改善・向上についての指導
 - ・ 障害の状態に応じた椅子や机など備品の評価・改善等

2. 処遇

- 各都道府県等の規程に基づき所要の報酬等が支給される。
- 平成25年度より、特別支援学校の専門性の向上及び地域内の小・中学校等に対するセンター的機能を充実させるためのモデル事業を実施し、必要な経費について支援。

3. 配置状況

- モデル事業において、公立特別支援学校に1,380人の専門家を配置。(平成26年度)
- 特別支援学校以外の学校への配置はモデル事業の対象外であるが、特別支援学校に配置された専門家が地域の学校を巡回することも可能としている。

就職支援コーディネーター

- 学校教育法上の規定はない。
- 教育委員会が、高等学校及び特別支援学校高等部において、進路指導主事等と連携し、一人一人の障害に応じた就労支援の充実を目的として配置。
- 就職支援コーディネーターが共通して有すべき資格はなく、一人一人の障害の特性等に応じた就労を促進するための知識・技能を有する人材を採用。
(例：高等学校等での就職指導経験者、特別支援学校教員経験者、民間企業での雇用管理経験者、公共職業安定所経験者等)

1. 職務の内容

- ハローワーク、企業等の外部機関との連携
例) ・ 就労先・就業体験先の開拓
・ 障害者の就労に関する啓発活動 等
- 障害のある生徒に対する直接的な支援
例) ・ 就職相談、面接指導
・ 就業体験時の巡回指導
・ 卒業後のアフターフォロー 等
- 教職員、保護者への支援
例) ・ 保護者との懇談
・ 就労に関する教職員への研修 等

2. 処遇

- 各都道府県等の規程に基づき所要の報酬等が支給される。
- 平成26年度より、就職支援コーディネーターの配置等を促進する委託事業を実施し、必要な経費について支援。

3. 配置状況

- 平成26年度より、委託事業により全国40地域をモデル地域として指定し、配置を促進している。

ICT支援員とは

学校における教員のICT活用(例えば、授業、校務、教員研修等の場面)をサポートすることにより、ICTを活用した授業等を教員がスムーズに行うための支援を行う。
(地方公共団体に配置されているICT支援員の数は平成25年度末で約2,000人)

<ICT支援員の具体的な業務>

- 機器・ソフトウェアの設定や操作、説明
- 機器等の簡単なメンテナンス
- 機器・ソフトウェアや教材等の紹介と活用の助言
- 情報モラルに関する教材や事例等の紹介と活用の助言
- デジタル教材作成等の支援

課題の発見と解決に向けた子供たちの主体的・協働的な学びを進めて行くためにはICTの活用が重要

- ➡ ICTを活用した教育を推進するためには教職員をサポートするICT支援員が重要な役割を果たす
- ・ICT環境整備状況や教員のICT活用指導力は自治体ごとに異なっており、自治体の状況に応じてICT支援員に求められる能力も多様化している

ICT支援員導入の事例について（東京都日野市）

概要

- 「日野市の全ての学校で、全ての教員がICTを活用した指導を実施できるようにする」ための方策として、ICT支援員（メディアコーディネータ）制度を平成18年度（2006年度）に導入
- 市教育委員会が主導してICT支援員の活動をサポート
 - 校長のリーダーシップによるICTを活用した教育の推進やICT支援員が活躍できる校内の雰囲気づくり
 - 企業や学識経験者の協力による実践的な指導・助言
 - ICT支援員同士の情報交換・勉強会等の支援 等
- ICT支援員による継続的・日常的な支援（1校当たり年間約35回の訪問・支援）

ICT支援員の支援内容の変化

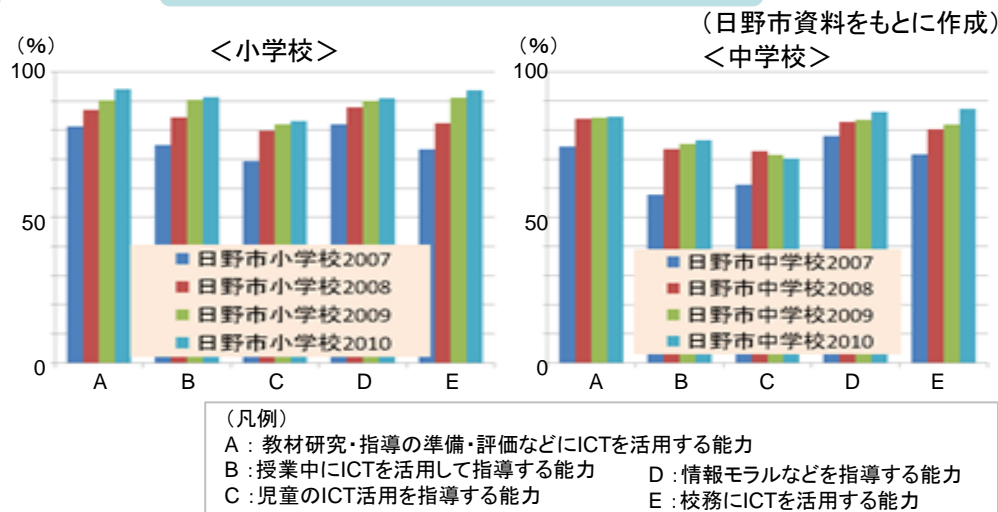
支援の内容	2006年度	2008年度
環境整備に対する支援	21%	7%
授業に関する支援	59%	74%

（日野市資料をもとに作成）

環境整備に対する支援件数の割合が減少し、授業に関する支援件数の割合が増加

⇒ICT支援員に求められる業務が、機器操作やトラブル対応等の環境整備から、授業支援や教材作成など創意工夫を求められる業務に高度化

教員のICT活用指導力の推移



教員のICT活用指導力が向上

ICT支援員を導入することで教員のICT活用が進み、ICT活用指導力の向上などの好循環が生じる

ICT支援員の必要性について

出典：第9回教育用コンピュータ等に関するアンケート調査報告書（平成26年5月 一般社団法人日本教育情報化振興会）

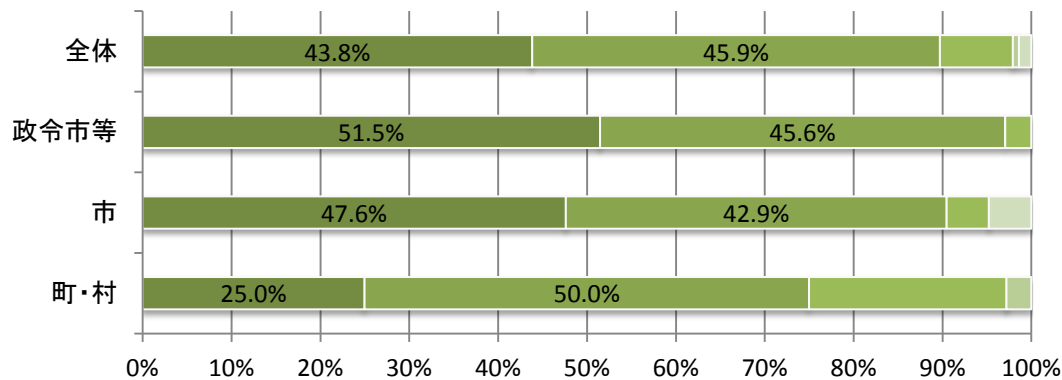
調査概要

- (1) 調査対象 教育委員会の情報教育担当及び全国公立小中学校の情報担当教諭
- (2) 調査地域 全国の市区町村の教育委員会及び全国公立小中学校
- (3) 標本調査
 - ① 全国市区町村の400教育委員会（政令市全市、中核市全市、特別区全区、特例市全市、市町村無作為抽出）
 - ② 全国公立小中学校4,200校無作為抽出（小学校2,800校、中学校1,400校）
- (4) 調査時期 平成25年8月～10月
- (5) 調査方法 調査協力依頼と回答（依頼文の郵送、Webサイトからアンケート票のダウンロード）から調査データ回収回答結果のメール送信（事務局で受信）

調査結果

<教育委員会向け調査>

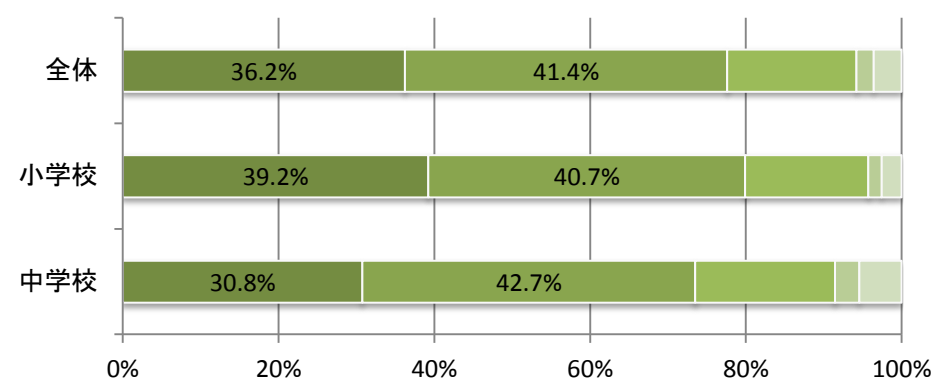
授業での活用、校務支援システムの導入などで、ICT支援員の必要性が高まっている



- ① 強く思う
- ② そう思う
- ③ あまりそう思わない
- ④ 全くそう思わない
- ⑤ 無回答

<学校向け調査>

学校にICT支援員を配置すべきである



- ① 強く思う
- ② そう思う
- ③ あまりそう思わない
- ④ 全くそう思わない
- ⑤ 無回答

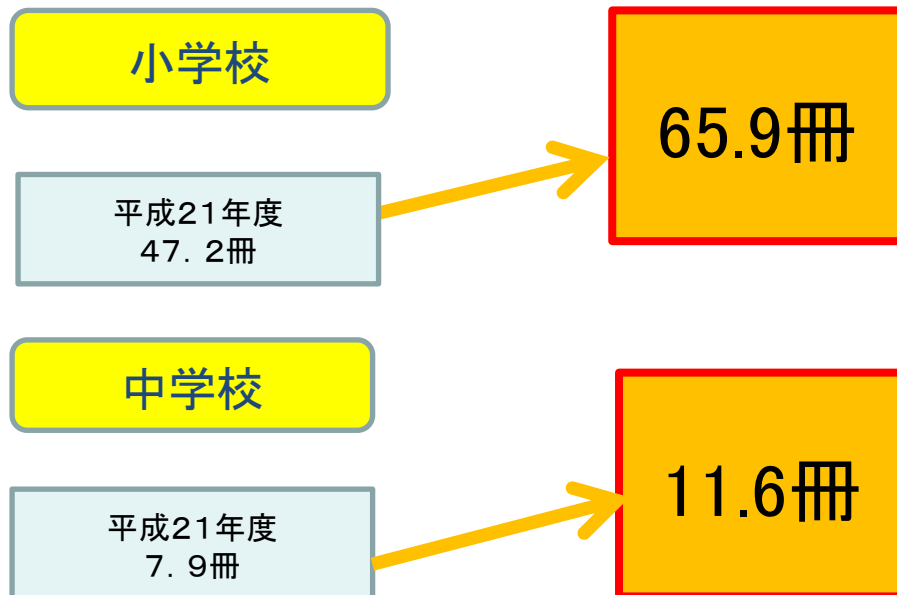
学校図書館の活動の充実について

学校図書館は、学校の教育を充実させる上で欠くことのできない基礎的な施設であり、近年では、国語や社会、美術等における調べ学習等、様々な授業での活用を通じ、「アクティブ・ラーニングの視点からの不断の授業改善」を支援していく役割が期待されている。

□読書活動の推進（荒川区）

荒川区（平成21年度から学校司書全校配置）における一人当たり貸出冊数の推移

貸出冊数（一人当たり／年）



□司書教諭と学校司書とが連携して行う学校図書館を活用した授業（横浜市白幡小学校）

教師の授業観・教材観の改善
～授業を変えた、読書単元の開発【国語】～



2年国語 「がまくん」シリーズをよんで、お気に入り
をしょうかいしよう

学習指導要領における主な記述（小学校 国語）

「読むこと」の指導事項

- ・ 読んだ本について、好きなところを紹介すること。

司書教諭と学校司書について

平成9年
学校図書館法改正

司書教諭
・学校図書館を活用した
教育活動の企画 等



平成26年
学校図書館法改正

学校司書
・日常の運営・管理
・教育活動の支援 等



学校図書館の運営
の改善及び向上
・開館時間の確保
・授業での活用促進
・「心の居場所」
・読書好きの増加

	司書教諭	学校司書
設置根拠	<p>学校図書館法の規定により、12学級以上の学校に必置。 《学校図書館法第5条第1項》</p> <p>※ 11学級以下の学校については、当分の間、設置を猶予。</p>	<p>学校図書館法の規定により、学校には、司書教諭に加え、学校司書を置くよう努めなければならないとされている。 《学校図書館法第6条第1項》</p>
業務内容	<p>学校図書館の専門的職務を掌る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 学校図書館資料の選択・収集・提供 ○ 学校図書館を活用した教育活動の企画の実施 ○ 教育課程の編成に関する他教員への助言 	<p>※ 制度上の業務の定めなし。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 図書館資料の管理、館内閲覧や館外貸出等の業務 ○ 学校図書館を活用した教科等の指導に関する支援
位置付け	<p>教諭等をもって充てる。《学校図書館法第5条第2項》</p>	<p>※ 制度上の規定なし</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 現に置かれている職員は、学校教育法上は、学校事務職員《学教法第37条第1項・第14項等》又は「その他必要な職員」《学教法第37条第2項等》として任用。
資格	<p>司書教諭の講習(5科目10単位)を修了した者。《学校図書館法第5条第2項》</p>	<p>※ 制度上の資格の定めなし</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 各地方公共団体における採用時には、それぞれの実情に応じ、司書や司書教諭、教諭免許状、相当実務経験等の資格を求めるとの資格要件を定めて募集

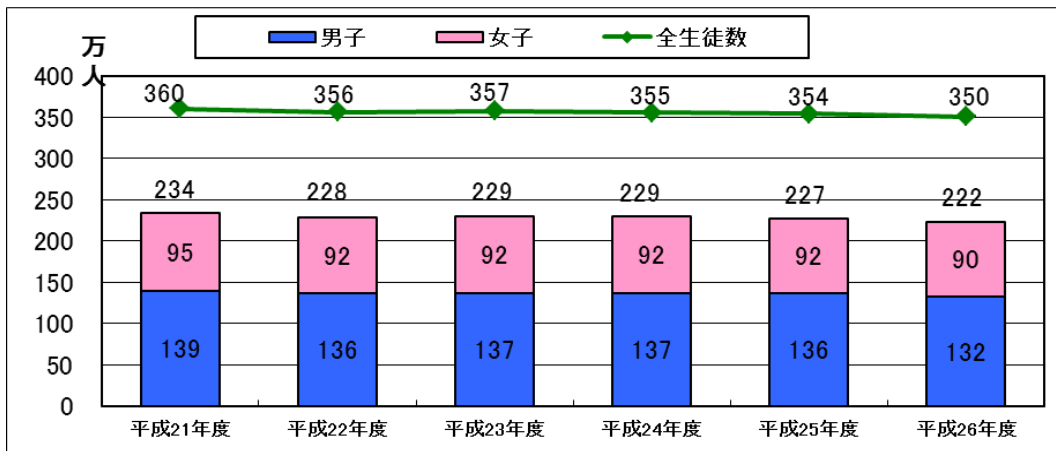
学校司書の配置状況

学校司書の配置状況については、元来配置率が高い高等学校においては僅かながら低下する傾向にあるが、小・中学校で増加傾向にあり、基本的な行政需要として各自治体から認識されつつあると考えられる。

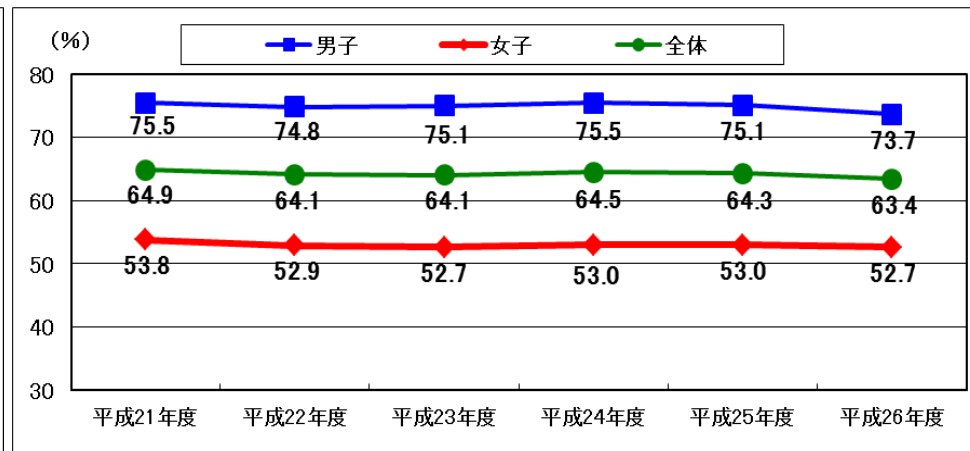
		学校数 (A)	学校司書配置学校数		学校司書の勤務形態	
			(B)	割合 (B/A)	常勤職員数	非常勤職員数
小学校	平成20年	21,809	8,340	38.2%	1,580	7,081
	平成26年	20,431	11,097	54.3%	2,065	9,573
中学校	平成20年	10,684	4,188	39.2%	1,190	3,325
	平成26年	10,370	5,499	53.0%	1,417	4,482
高等学校	平成20年	5,102	3,625	71.1%	3,371	599
	平成26年	4,966	3,201	64.5%	2,826	931

運動部活動の状況(参加生徒数・参加率の推移)

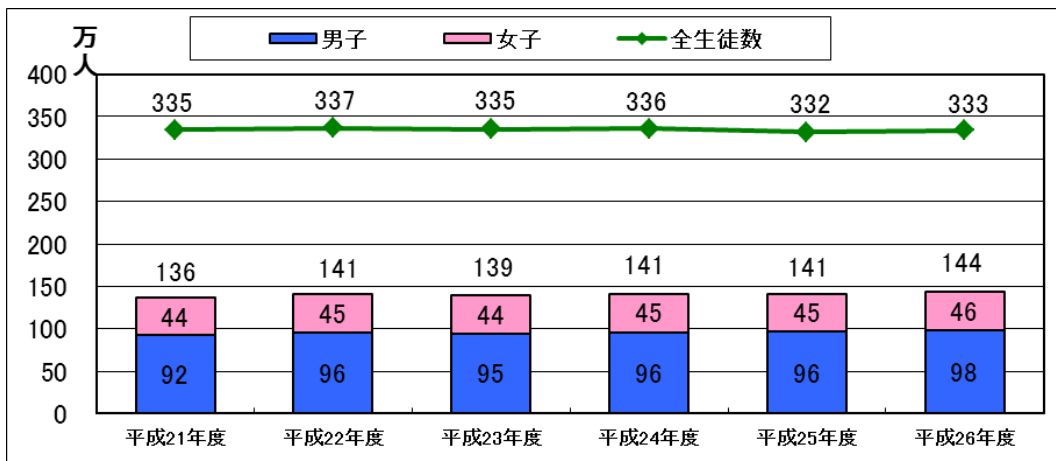
○中学校における運動部活動参加生徒数



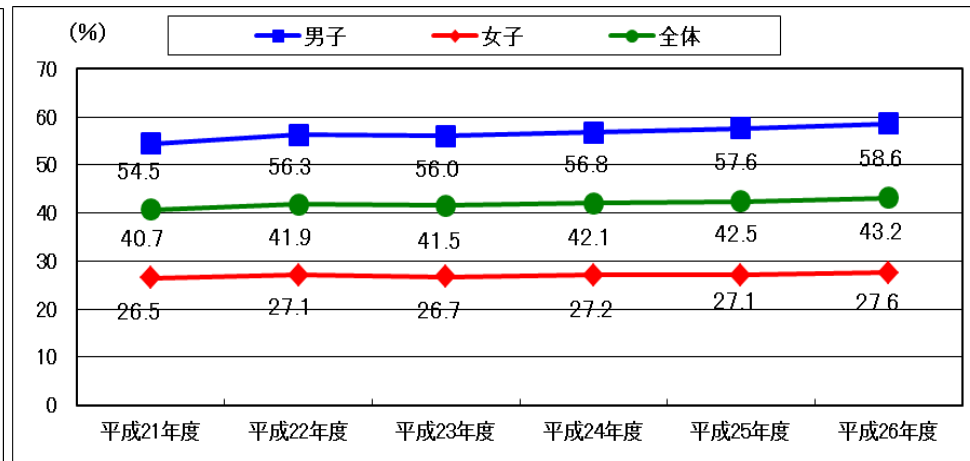
○中学校における運動部活動の参加率



○高等学校における運動部活動参加生徒数



○高等学校における運動部活動の参加率

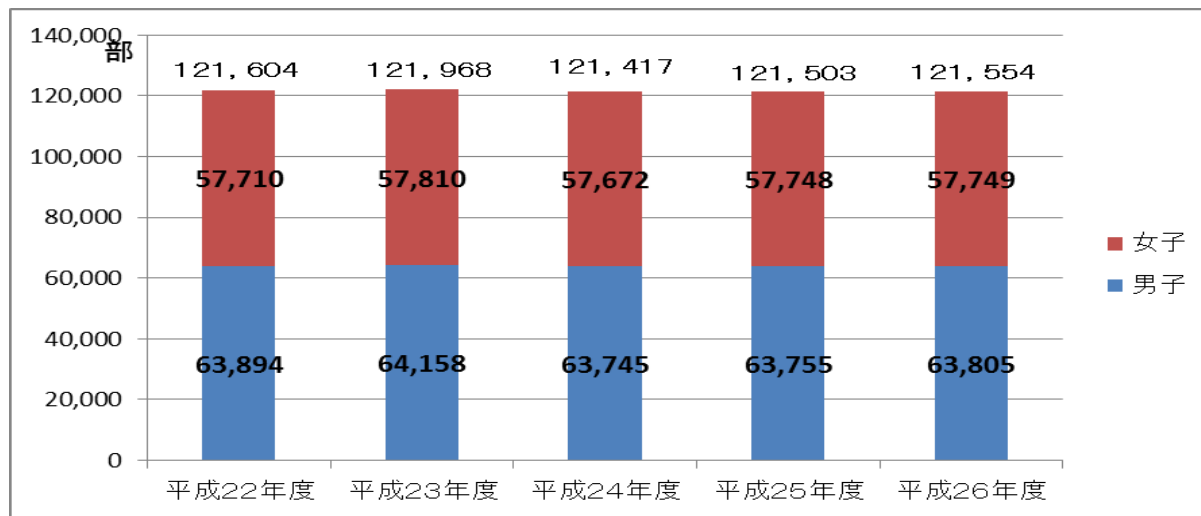


中学校:(公財)日本中体連調べ(全国中学校体育大会種目のみを合計)

高等学校:(公財)全国高体連及び(公財)日本高野連調べ(インターハイ種目及び硬式野球・軟式野球を合計)

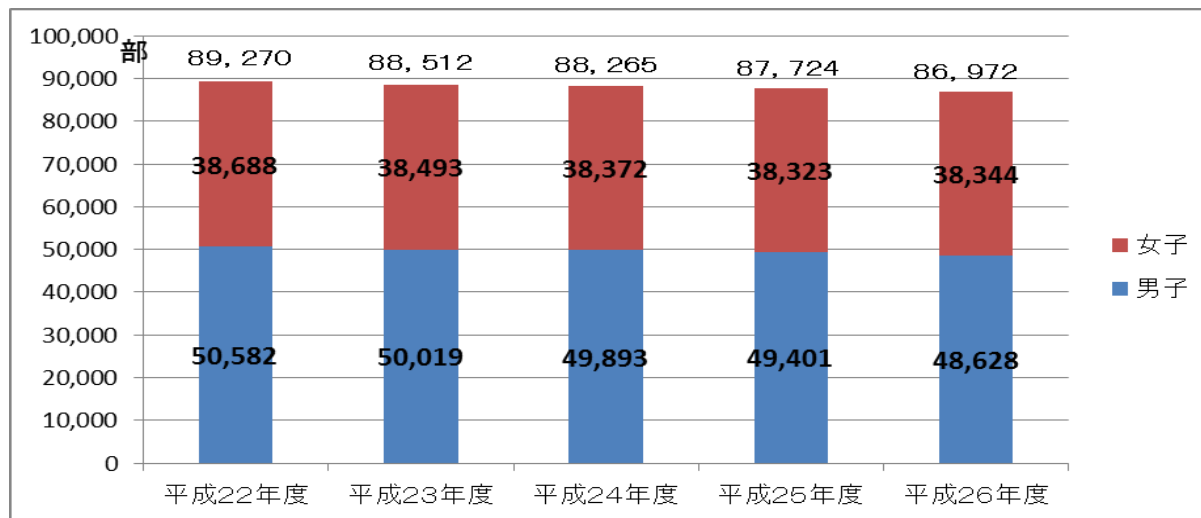
運動部活動の状況(運動部数の推移)

○中学校における運動部数



中学校・学校数	
平成22年度	10,815
平成23年度	10,751
平成24年度	10,699
平成25年度	10,628
平成26年度	10,557

○高等学校における運動部数



高等学校・学校数	
平成22年度	5,116
平成23年度	5,060
平成24年度	5,022
平成25年度	4,981
平成26年度	4,963

※学校数は、学校基本統計調べ(文部科学省HPより)

中学校:(公財)日本中体連調べ(加盟競技及び参考競技を合計)

高等学校:(公財)全国高体連及び(公財)日本高野連調べ(加盟種目及び専門部以外種目、硬式野球・軟式野球を合計)

中学校・高等学校における主な競技別運動部数の推移

中学校における主な競技別運動部数の推移

(単位:部)

	競技名	平成14年	平成20年	平成26年	(26年-14年)		(26年-20年)	
					増△減数	増△減率(%)	増△減数	増△減率(%)
					男子	軟式野球	8,945	8,978
	バスケットボール	7,508	7,255	7,210	△ 298	△ 4.0	△ 45	△ 0.6
	卓球	7,395	7,052	6,816	△ 579	△ 7.8	△ 236	△ 3.3
	サッカー	6,984	6,980	7,003	19	0.3	23	0.3
	陸上競技	6,627	6,301	6,509	△ 118	△ 1.8	208	3.3
女子	バレーボール	9,041	8,770	9,865	824	9.1	1,095	12.5
	バスケットボール	7,486	7,495	7,419	△ 67	△ 0.9	△ 76	△ 1.0
	ソフトテニス	7,609	7,336	7,089	△ 520	△ 6.8	△ 247	△ 3.4
	陸上競技	6,497	6,176	6,210	△ 287	△ 4.4	34	0.6
	卓球	6,458	5,916	5,900	△ 558	△ 8.6	△ 16	△ 0.3

出典:公益財団法人日本中学校体育連盟調べ

高等学校における主な競技別運動部数の推移

(単位:部)

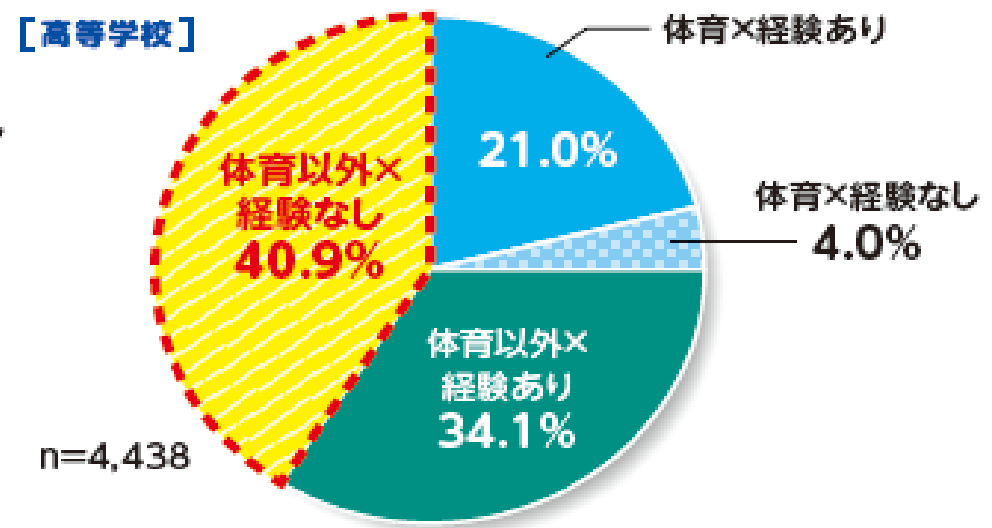
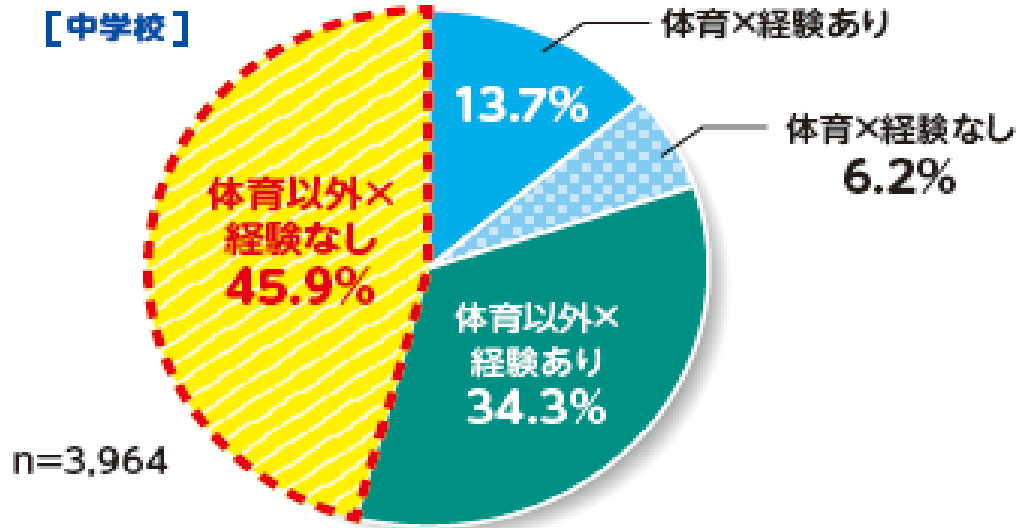
	競技名	平成14年	平成20年	平成26年	(26年-14年)		(26年-20年)	
					増△減数	増△減率(%)	増△減数	増△減率(%)
					男子	硬式野球	4,218	4,163
	バスケットボール	4,369	4,238	4,023	△ 346	△ 7.9	△ 215	△ 5.1
	サッカー	4,250	4,082	3,905	△ 345	△ 8.1	△ 177	△ 4.3
	陸上競技	4,319	4,058	3,979	△ 340	△ 7.9	△ 79	△ 1.9
	卓球	3,802	3,844	3,590	△ 212	△ 5.6	△ 254	△ 6.6
女子	バレーボール	4,310	4,096	3,831	△ 479	△ 11.1	△ 265	△ 6.5
	バスケットボール	3,960	3,875	3,755	△ 205	△ 5.2	△ 120	△ 3.1
	陸上競技	3,974	3,733	3,718	△ 256	△ 6.4	△ 15	△ 0.4
	バドミントン	3,398	3,428	3,293	△ 105	△ 3.1	△ 135	△ 3.9
	剣道	3,257	2,968	2,820	△ 437	△ 13.4	△ 148	△ 5.0

出典:公益財団法人全国高等学校体育連盟及び公益財団法人日本高等学校野球連盟調べ

運動部活動指導者の実情

担当教科×現在担当している競技の過去経験の有無

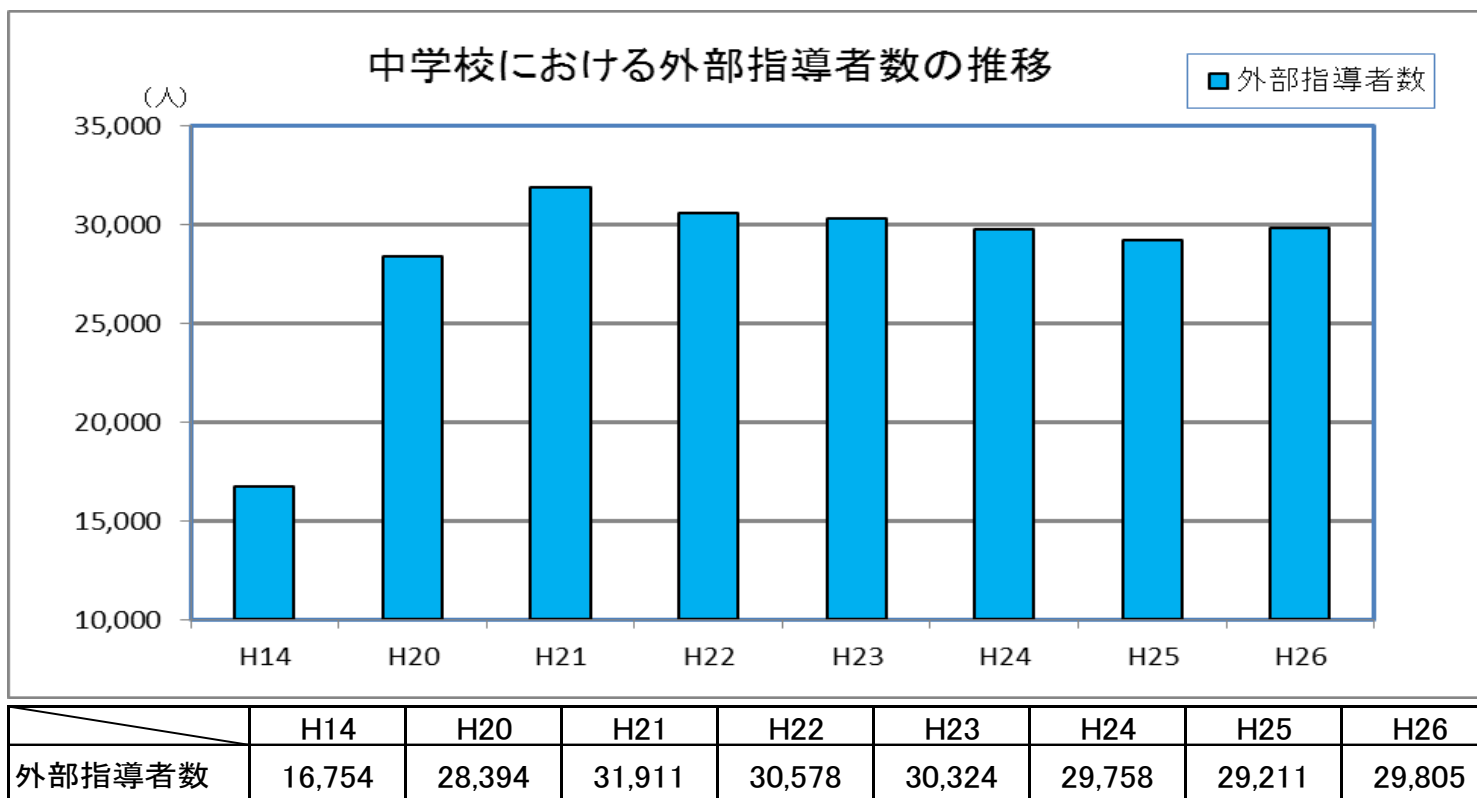
- 体育×経験あり:「担当教科が保健体育」かつ「現在担当している部活動の競技経験あり」
- 体育×経験なし:「担当教科が保健体育」かつ「現在担当している部活動の競技経験なし」
- 体育以外×経験あり:「担当教科が保健体育でない」かつ「現在担当している部活動の競技経験あり」
- 体育以外×経験なし:「担当教科が保健体育でない」かつ「現在担当している部活動の競技経験なし」



(公財)日本体育協会調べ
学校運動部活動指導者の実態に関する調査(平成26年7月)

外部指導者について

中学校の運動部活動における外部指導者の数は、平成14年度の16,754人から、平成26年度は約1.8倍の29,805人に増加している(13,051人の増)。



中学校における外部指導者数((公財)日本中体連調べ)

運動部活動指導の工夫・改善支援事業

(前年度予算額 : 301,630千円)
27年度予算額 : 301,630千円

現状

- 学習指導要領において、部活動を学校教育の一環として明確に位置づけ
- 平成24年12月の桜宮高校での体罰事案を発端として、運動部活動での体罰等が社会問題化
- 教員数減、高齢化により、練習や引率の負担増、加えて組織的な指導体制の整備、適切な指導内容・方法の定着、体系的な資質向上の取組が不十分
- 指導の高度化、専門化が求められる一方顧問の約半数は担当する運動部活動の競技経験なし
- 全国体力・運動能力等調査によると、一週間の運動時間の分布は二極化しており、特に、中学校女子のおよそ5分の1がほとんど運動していない

目指す方向

指導体制の工夫改善

生徒の自発的取組につながる
指導内容・方法の研究・定着

体罰根絶と指導内容・方法の改善に
つながる資質向上の場の整備

事業の概要

スポーツ医・科学等を活用した高度な 運動部活動指導体制の構築

運動部活動等推進委員会

- ・スポーツ医・科学で先見的な知見を有する指導者等の確保及び整備
- ・取組の推進や事例研究等

報告 ↑ ↓ 方向性の示唆

具体的活動

- ・退職教員等、教職経験者の活用
- ・スポーツ医・科学で専門的な知見を有する者の活用
- ・オリ・パラ出場経験者等、模範となる者の活用

都道府県・指定都市教育委員会(27箇所)

女子生徒の参加しやすい運動部活動づくり等の 多様な運動部活動づくりに向けた 指導内容・方法の工夫改善

地域実践研究協議会

- ・関係団体等との連携協力体制の構築
- ・取組の推進や事例研究等

報告 ↑ ↓ 方向性の示唆

具体的活動

- ・女子の参加しやすい運動部活動づくりの実施
- ・選択の幅を広げるため中体連大会、インターハイ種目以外の運動部活動等の実施
- ・複数種目等、多様な形態の運動部活動づくりに向けた指導内容・方法の工夫改善

都道府県・市区町村教育委員会(18箇所)

運動部活動顧問の資質向上

- ・運動部活動における体罰根絶にむけた取組の徹底と科学的指導方法等の習得による指導者養成を各競技毎に実施
- ・運動部活動の場における指導内容・方法の改善につながる資質向上のため、習熟度別研修等を実施

都道府県・指定都市教育委員会(67箇所)、民間団体(2団体)

運動部活動指導者サミットの開催

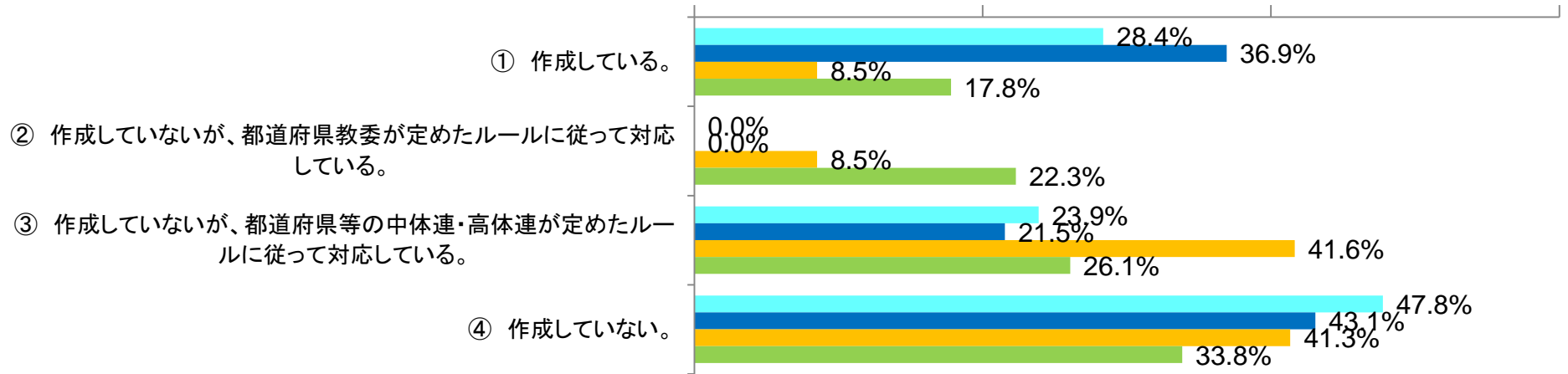
- ・各委託事業の好事例の共有
- ・「運動部活動での指導のガイドライン」の具現化等により、体罰根絶にむけた指導の在り方の紹介
- ・体系的な資質向上のための研究協議等の場の整備

運動部活動における体罰を根絶するとともに
適切な内容・方法による運動部活動を推進

部活動指導者・顧問についての統一的なルール作成の有無

統一的なルール作成の有無

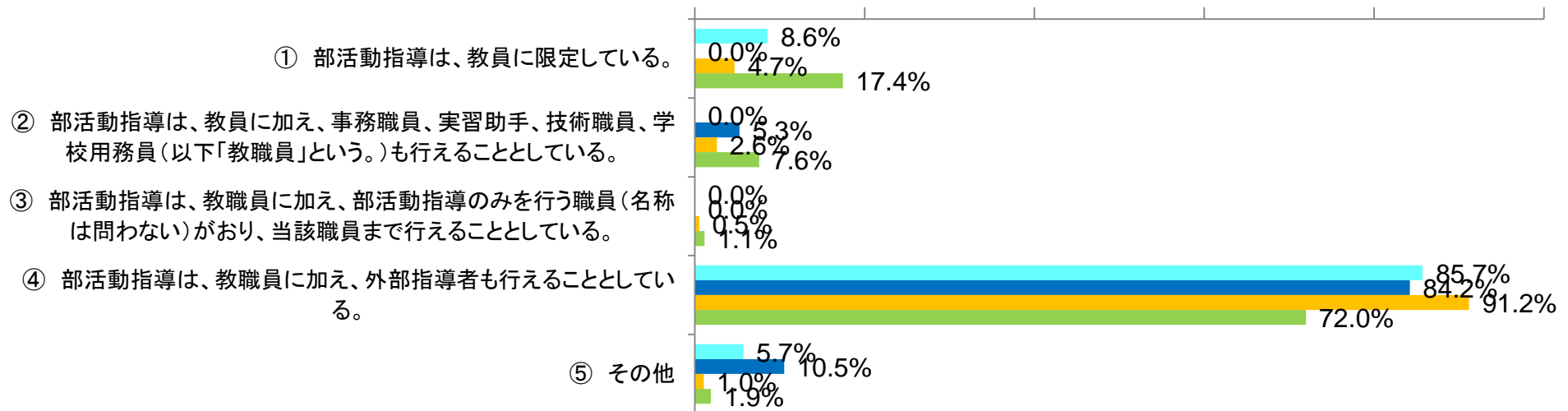
■ 都道府県市(小学校・中学校)(N=67) ■ 都道府県市(高等学校・特別支援学校)(N=66) ■ 調査対象市区町村(N=329) ■ 調査対象学校(N=399)



文部科学省調べ(H27. 5)

統一的なルールの内容

■ 都道府県市(小学校・中学校)(N=35) ■ 都道府県市(高等学校・特別支援学校)(N=38) ■ 調査対象市区町村(N=193) ■ 調査対象学校(N=264)

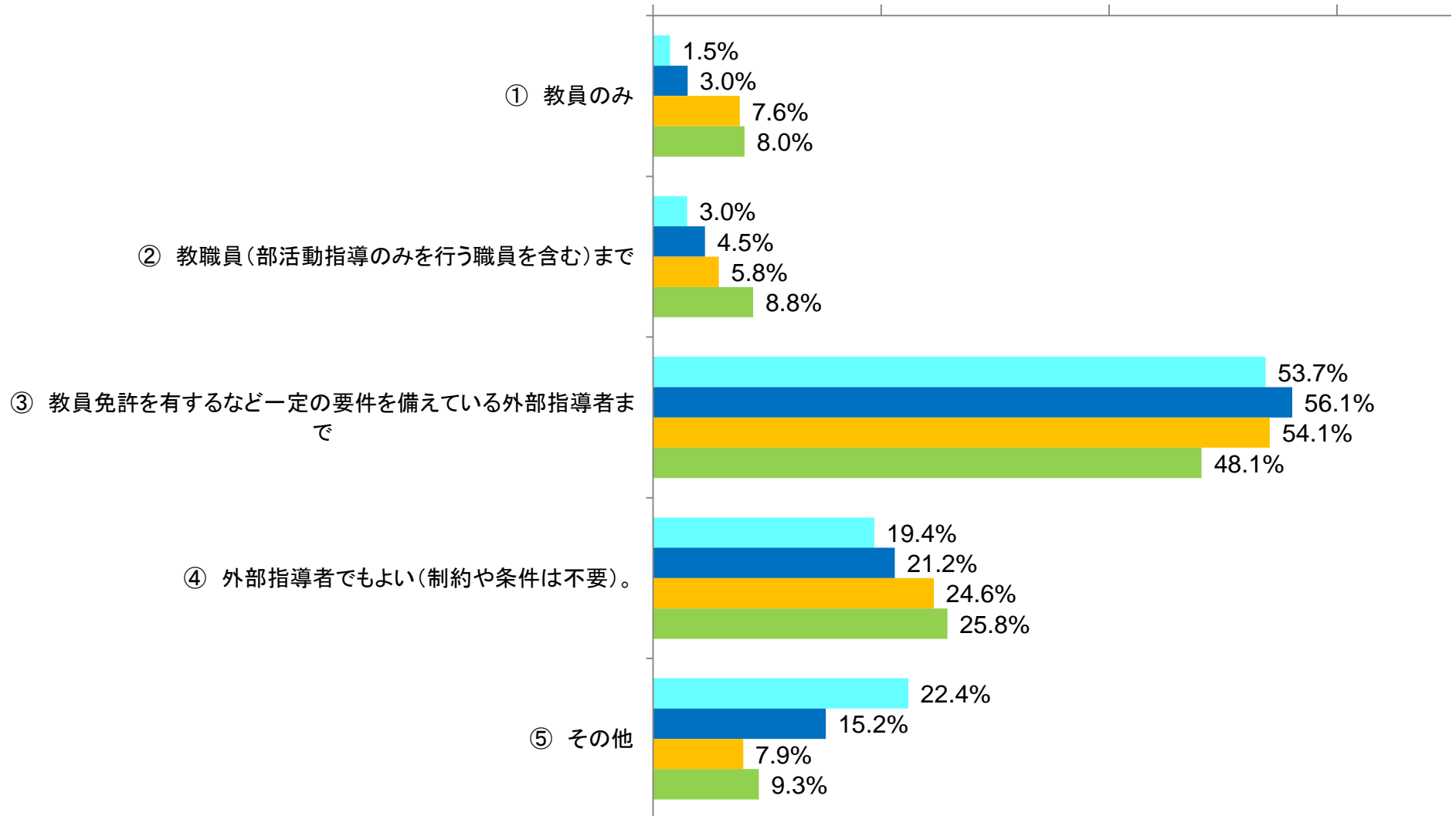


文部科学省調べ(H27. 5)

部活動指導者等の在り方①

部活動指導の望ましい範囲

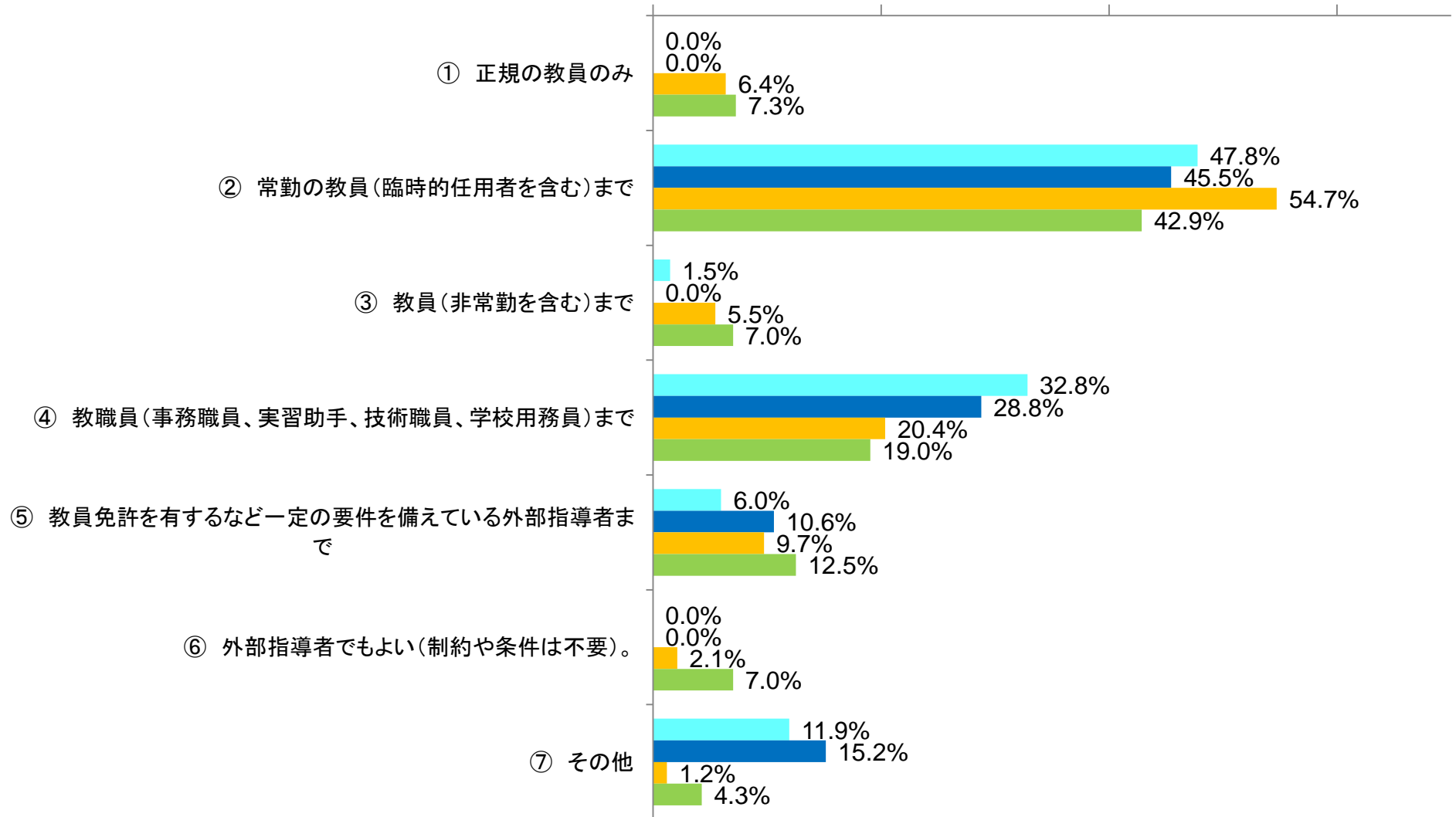
■ 都道府県市(小学校・中学校)(N=67) ■ 都道府県市(高等学校・特別支援学校)(N=66) ■ 調査対象市区町村(N=329) ■ 調査対象学校(N=399)



部活動指導者等の在り方②

顧問の望ましい範囲

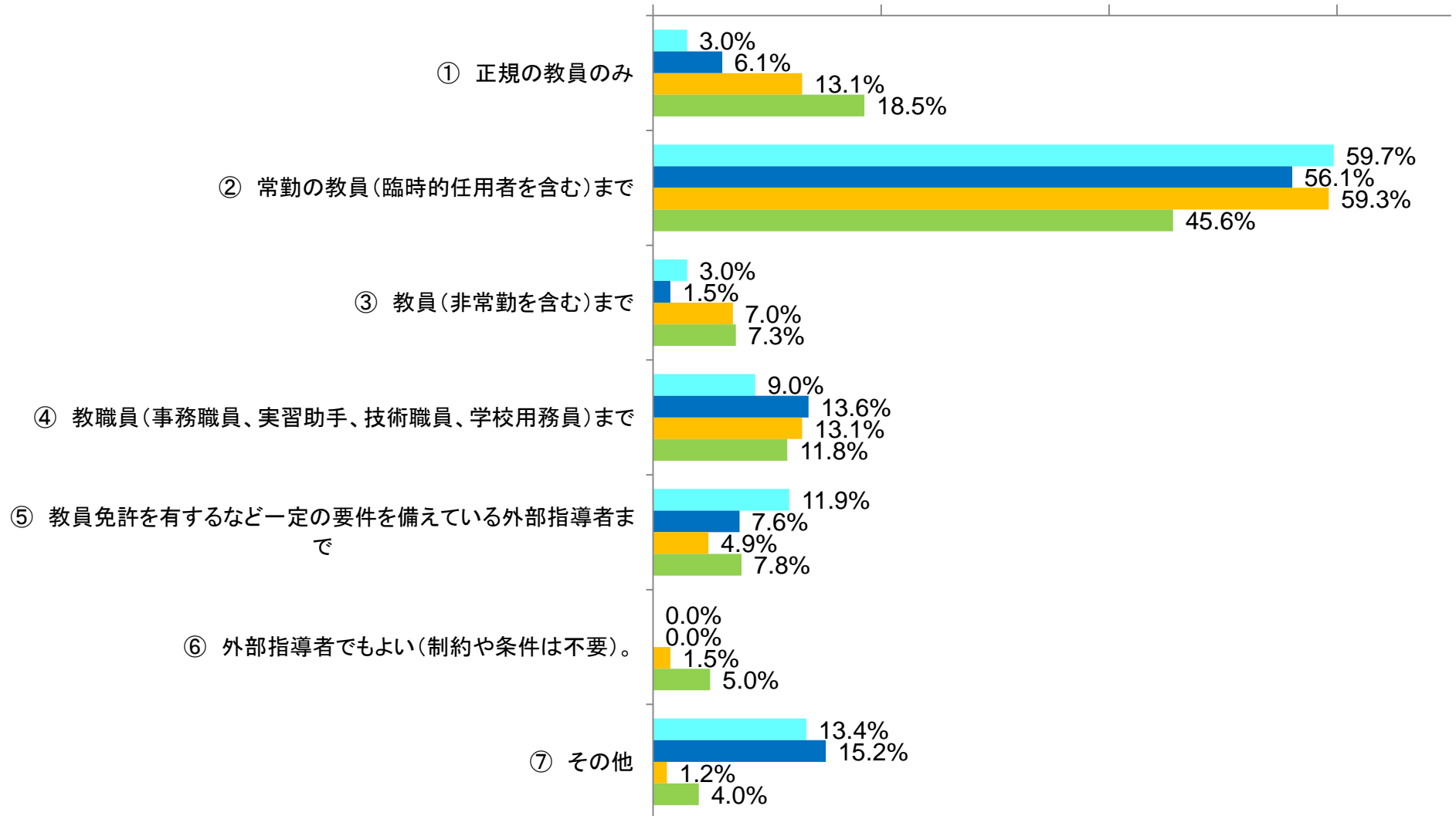
■ 都道府県市(小学校・中学校)(N=67) ■ 都道府県市(高等学校・特別支援学校)(N=66) ■ 調査対象市区町村(N=329) ■ 調査対象学校(N=399)



部活動指導者等の在り方③

単独での引率を認める範囲

■ 都道府県市(小学校・中学校)(N=67) ■ 都道府県市(高等学校・特別支援学校)(N=66) ■ 調査対象市区町村(N=329) ■ 調査対象学校(N=399)



部活動外部指導者派遣事業・部活動顧問派遣事業 (名古屋市の例)

(1) 事業の目的

○ 部活動外部指導者派遣事業

部活動の一層の充実を図るため、部活動外部指導者を学校へ派遣し、部活動の専門的技術指導を行う。

○ 部活動顧問派遣事業

名古屋市立中学校に部活動顧問を派遣することにより、部活動の充実を、活性化を図る。

(2) 派遣事業の経緯

外部指導者派遣事業(S61～)

①事業開始(S61～、中学校の柔道・剣道)

教員顧問の技術的補助

(学級数の減少→形式だけの教員顧問→指導の専門性に問題)

②中学校・高等学校の全部活動に拡大(H2～)

③小学校に拡大(H5～)

顧問派遣事業(中学校・H16～)

①外部顧問のみによる単独指導ができる制度として開始

②小学校に拡大(H26～)

部活動外部指導者派遣事業・部活動顧問派遣事業 (名古屋市の例)

(3) 身分取り扱いと役割

	外部指導者	外部顧問
身分取扱	学校協力者	非常勤特別職（市教委委嘱）
謝金・報酬	謝金 小：2,700円/回 中：3,600円/回	報酬 中：48,000円/月 小：36,000円/月
位置付け	教員の指導補助【単独指導不可】	教員に替わって指導【単独指導可】
役割	教員の指導方針に沿った専門的な技術指導の補助	学校の指導方針に沿った部活動指導全般、大会の引率・指導・監督

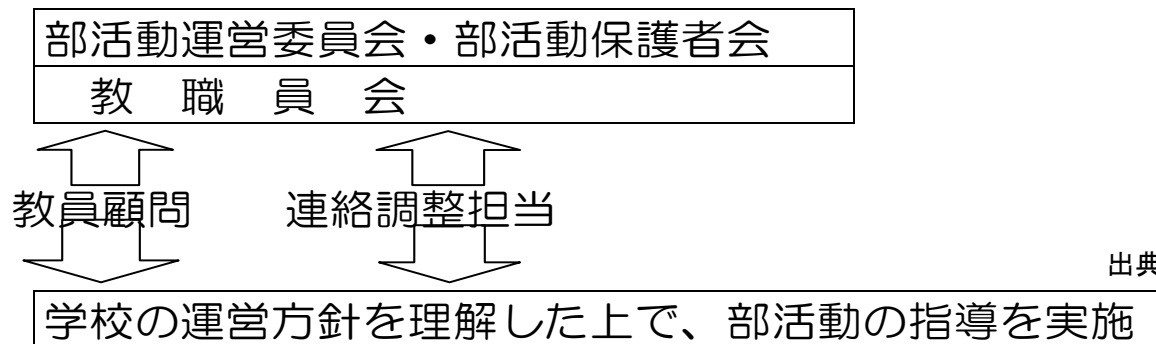
(4) 指導の内容

- ①技術指導 ②下校時刻・方法 ③活動場所 ④部室・更衣室の使い方
⑤服装 ⑥持ち物 ⑦安全な活動 ⑧予定等の連絡

※ 怪我の情報は、家庭と学校が共有する。【特に頭部外傷(脳しんとう等)】

※ 熱中症等についても十分配慮する(活動時間帯)

(5) 連携



出典：平成27年3月27日 チーム学校作業部会
名古屋市教育委員会 スポーツ振興課
岩田指導主事 提出資料

ALTの任用・契約形態別人数

校種／形態	JET プログラム	直接任用	労働者 派遣契約	請負契約	その他	合計
小学校 (小学校のみ)	2,040人 (416人)	1,683人 (796人)	1,033人 (601人)	1,607人 (918人)	3,800人 (3,623人)	10,163人 (6,354人)
中学校 (中学校のみ)	2,345人 (664人)	1,405人 (512人)	1,126人 (693人)	1,516人 (819人)	594人 (410人)	6,986人 (3,098人)
高等学校 (中学校等と兼務)	1,389人 (1,320人)	178人 (165人)	116人 (109人)	291人 (280人)	240人 (232人)	2,214人 (2106人)

※「平成26年度英語教育実施状況調査」の結果より(括弧外の数値は、小中高で重複あり)

※平成26年度より、「その他」(ネイティブ・スピーカーや英語が堪能な地域人材)に日本人も含めて調査を実施。

計 ※兼務を除く純人数	4,093人 (26.5%)	2,373人 (15.3%)	1,842人 (11.9%)	2,717人 (17.6%)	4,450人 (28.8%)	15,475人
----------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	---------

ALTの活用率

各学校段階における外国語の総授業時数に占めるALTとチームティーチングを行った授業時数の割合を示す。

	小学校5、6年生	中学校	高等学校
ALTの外国語の授業における活用率	58.4%	21.9%	10.0%

JETプログラムに係る地方財政措置について

背景

学習指導要領では、外国語の授業において、児童生徒が英語に触れる機会を充実するとともに、ネイティブ・スピーカーなどの協力を得て、チーム・ティーチングなどの授業を積極的に取り入れ、児童生徒のコミュニケーション能力を育成するとともに、国際理解を深めるようにすること等、指導体制等の工夫が求められている。

また、「グローバル化に対応した英語教育改革実施計画」では、平成30年度から段階的に小学校における英語教育の開始時期の早期化、教科化、授業時数増等を実施する方向で検討しており、開始時期の早期化や授業時数増に伴い、外国語指導助手(ALT)が教員を補助する授業コマ数も増加する予定。

<従来(平成25年度)>

◎JETプログラム

外国語教育の充実と地域レベルでの草の根の国際交流の進展を図り、諸外国との相互理解を増進するとともに、わが国の国際化の促進に資することを目的とし、語学指導等を行う外国青年を招致。

<平成25年度実招致人数:4,372人>

※報酬、旅費等の必要な経費について、地方財政措置。

<課題1>JET招致人数の伸び悩みの一因

JET青年に対する生活面でのサポート体制構築が必ずしも十分ではない

<課題2>教育現場でのJET-ALTの課題

学校側との円滑なコミュニケーションが必ずしも十分でなく、JET-ALTの能力が最大限には発揮されていない

<改正(平成26年度)>

【JETプログラムに係る標準的な経費について、引き続き、地方財政措置】 (平成26年度地方財政措置額:300億円程度)

都道府県(標準団体規模170万人)における標準的な経費として24,690万円を地方交付税措置

市町村(標準団体規模10万人)における標準的な経費として118万円を地方交付税措置した上で、市町村のJET青年実人員数 × 472万円を加算

【JETプログラムコーディネーターの配置(新規)】

(平成26年度地方財政措置額:10億円程度)(上記300億円の内数)

JET-ALTの地域における生活や、地域における交流活動、教育委員会や各学校現場、国際交流部局における活動に関する連絡調整の円滑化を支援するための人材であるコーディネーターの活用に必要な経費について、地方交付税措置

JETプログラムコーディネーターについての考え方

・1週あたり20時間(※)の職員を、おおむねJET青年10名あたり1名程度配置することが可能な規模を措置(全国計450名程度)。(※JET-ALT来日時に生活支援業務が繁忙になる等、年間を通じてばらつきあり。)

<都道府県(標準団体規模170万人)におけるJETコーディネーター人員を8人と想定し、標準的な経費として1,747万円を地方交付税措置>

・コーディネーターの主な業務内容は、JET青年の地域における生活や、日本人教師とのコミュニケーションの円滑化、教育現場における能力発揮、地域活動への積極的参加を始めとする地域レベルでの草の根の国際交流を支援。

(参考)コーディネーターの業務内容(例)

・JET-ALTが日常生活を送る上で必要な情報の提供や相談 ・緊急事態(病気、事故等)への対応支援 ・JET-ALTと教委担当者や学校との連絡調整の支援

・平成26年度は、都道府県(出先機関等を含む)に配置されたコーディネーターが、都道府県内のJET青年(都道府県招致+市町村招致)を担当することを想定。